

4-1. おやこDE広場・子育て支援センター

★実施方法

地域子育て支援拠点事業 実施要綱

～基本4事業～

- ①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
- ②子育てに関する相談、援助の実施
- ③地域の子育て関連情報の提供
- ④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施



利用者支援事業が
週の半分の開催を
求められている

□ 実施場所

公共施設、公民館など、
子育て親子が集う場所とし
て適した場所

□ 広さの要件

概ね10組の子育て親子が
一度に利用しても

□ 実施時間

差し支えない程度の広さ
原則として週3日以上
かつ1日5時間以上

□ 職員配置

子育て親子の支援に関して
意欲のある者であって
子育ての知識と経験を有する
専任の職員を2名以上。

13

4-1. おやこDE広場・子育て支援センター

	おやこDE広場	子育て支援センター
料金	無料	
利用	いつでも遊びに行ける	
出来ること	親同士の交流ができる。子育て等の相談ができる。	
対象	概ね0歳から3歳までの乳幼児 とその保護者	概ね0歳から就学前までの幼児 とその保護者
場所	商業施設、市民センター、公民館など	保育園に併設
その他		子育てに関する悩み事の相談を メール・電話で受付
連携団体	松戸市おやこDE広場ネットワーク	松戸子育て支援センター連絡会



14

4-1. おやこDE広場・子育て支援センター



15

4-1. おやこDE広場・子育て支援センター

★地域子育て支援拠点事業実績 延利用者数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	76,935	123,911	186,649	234,827
相談件数	5,656	7,813	10,154	11,707



※保護者・子ども含む

令和5年度の調査では、
「乳幼児を持つ保護者の
約30.4%が利用している」
ということがわかりました
※松戸市子ども・子育てに関するアンケート調査

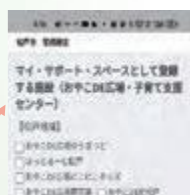


16

4-1. おやこDE広場・子育て支援センター

マイ・サポート・スペースについて

- ①「松戸市子育て情報LINE」から施設を登録
- ②登録者には各施設のイベント情報などを定期的に発信
- ③妊婦の方や0歳児がいる家庭に対しては家事育児支援や一時預かり無料券等をプレゼントして登録・利用を促進



17

4-1. おやこDE広場・子育て支援センター

ほっとるーむ松戸



おやこDE広場みのり台



ほっとるーむ八柱



おやこDE広場馬場



18

4-2. その他の事業 ①広場・センターで実施

中高生と乳幼児のふれあい体験



多胎児支援



医療的ケア児



広場独自のイベント



19

4-2. その他の事業 ①広場・センターで実施

子育てコーディネーター

★利用者支援事業とは…

一人一人の子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与するため、子ども及びその保護者等、または妊娠している方がその選択に基づき、教育・保育・保健その他の子育て支援を円滑に利用できるよう、必要な支援を行うこと。



★松戸市の利用者支援事業

	基本型	特定型	こども家庭センター型
名称	子育てコーディネーター	利用支援コンシェルジュ	こども家庭センター
担当課	子ども未来応援課	保育課	こども家庭センター
内容	子育て全般に関する相談	保育施設への入所案内子育て支援情報提供等	妊娠・出産から子育てまでの支援
実施場所	地域子育て支援拠点	保育課窓口	各保健福祉センター

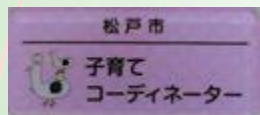
20

4-2. その他の事業 ①広場・センターで実施

★子育てコーディネーターとは…

運営法人から推薦されたスタッフで、松戸市が認める研修を受けて、認定を受けた者。ちょっとした悩みや不安をいつでも聞いてくれます。

おやこDE広場、支援センターに常駐しています。



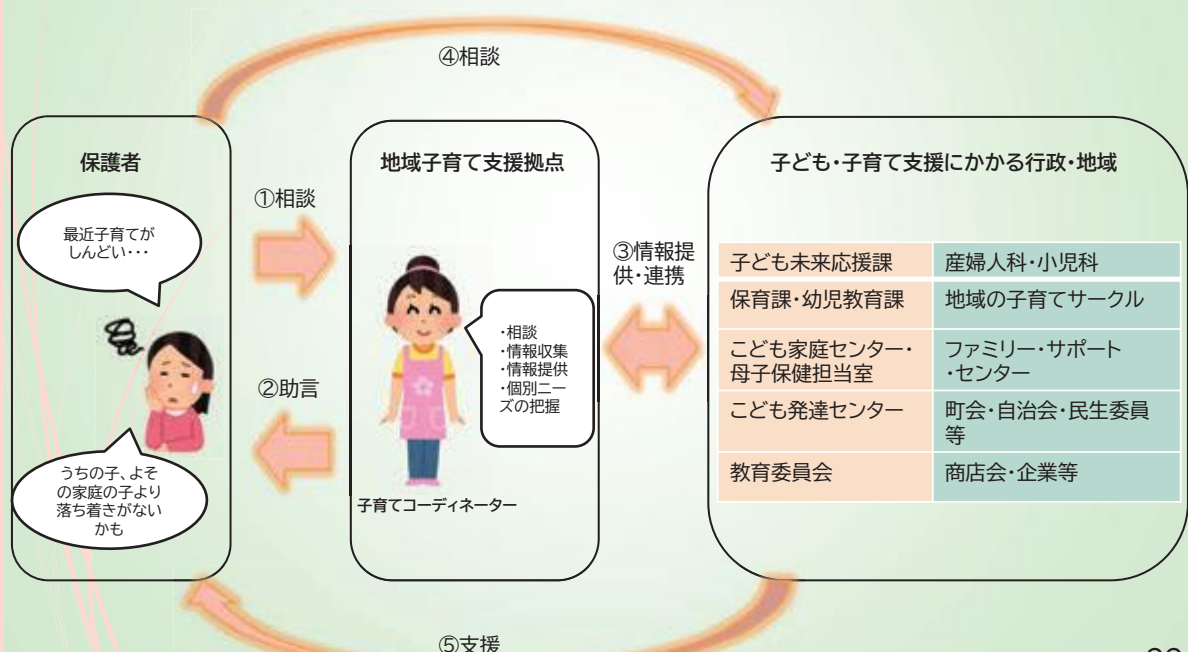
このバッヂが目印です

- 事業名:「利用者支援事業(基本型)」
- 人数:96名(R6.3.31現在)
- 相談件数:11,707件(R5実績)
- 情報提供・収集:2,121件(R5実績)

21

4-2. その他の事業 ①広場・センターで実施

★子育てコーディネーターの役割



22

4-2. その他の事業 ①広場・センターで実施

★なぜ、子育てコーディネーターを地域子育て支援拠点に配置しているのか

①拠点のスタッフは身近な存在

行政機関では敷居が高い。指導、解決、結果を求めてしまう。行政機関の場合、相談だけは難しい。

②追いかけると逃げる

家庭訪問は拒絶されることもある。行政機関の場合「怒られる」と感じてしまう人もいる。拠点に何回か足を運んでスタッフを信頼してから相談が始まる。

③市内全域に配置

延べ年間20万人以上の親子が利用。まずは拠点施設に遊びに来てもらうことから。

④全ての施設の質が保たれている

おやこDE広場、子育て支援センターがそれぞれ連絡会をもち、定期的な情報交換、全体の質の向上を目指している。

⑤「地域の子育て支援拠点」として

ただの遊び場ではなく、行政、地域の町会、商店、保育所、幼稚園、子育て支援施設と子育て家庭をつなぐ施設となる。

23

4-2. その他の事業 ①広場・センターで実施

一時預かり

預ける理由は問いません。買い物やリフレッシュなどでも利用していただいています。



事業名：一時預かり

対 象：市内に住民登録があり、生後6ヶ月の乳幼児から就学前の児童

場 所：ほっとる一む(市内7か所)

日 時：火～日(根木内、常盤平：火～土、八柱：水～月、プラーレ：木～火)

10:00～18:00(常盤平は9:30～17:00、八柱は9:30～17:30)

利 用：1日4時間まで 料 金：1時間500円

(単位：件)

施設名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
新松戸	958	992	1,089	1,066
東松戸	1,183	1,522	1,643	2,234
松戸	1,203	1,636	1,711	1,739
根木内	141	198	356	457
常盤平	465	442	384	434
八柱	357	1,329	1,711	1,999
プラーレ松戸	-	-	646	1,021
合計	4,307	6,119	7,540	8,950

24

4-2. その他の事業 ①広場・センターで実施

コワーキングスペース付き乳幼児一時預かり

ほっとるーむコワーキングスペース

利用状況 (単位：件)

	八柱 (3席)	プラーレ松戸 (2席)
令和5年度	利用件数	利用件数
4月	23	4
5月	24	4
6月	34	4
7月	21	4
8月	15	2
9月	19	7
10月	32	7
11月	22	5
12月	25	3
1月	24	7
2月	30	9
3月	42	20
合計	311	76

*令和6年3月31日現在

★一時預かり利用者が無料で使用可能

★仕事以外の利用実績

- ・子どものための小物づくり(お裁縫)
- ・家族の写真整理

土曜日に子どもを一時預かりに預けている間に利用するパパ利用もあります！



25

地方行財政ビジョン研究会
2024年10月18日

スウェーデンの子育て支援と財政

横浜国立大学
伊集守直

報告の概要

- スウェーデンの概況
- 政府間財政関係の特徴
- 子育て支援の概要
- 参考：スウェーデンの保育

スウェーデンにおける生活保障と財政



(資料) <http://images.google.com/>

人口：1058万人（2024年8月時点）

面積：45万平方km（日本の1.25倍）

政治体制：立憲君主制、議会制民主主義（一院制）

北欧諸国は社会民主主義の伝統が強い。スウェーデンでも1930年代からの社民党長期政権のもとで福祉国家が発展。

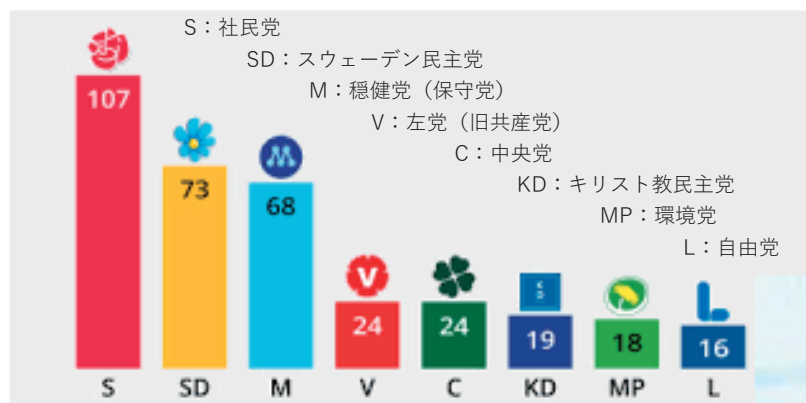
1990年代以降は、左派（社民党）と右派（保守党）の間での政権交代が見られるが、国際的に見れば「社会民主主義レジーム」。現在は、穏健党・キリスト教民主党・自由党による連立政権。

国会選挙と地方議会選挙は4年に1回同日実施。直近では、2022年9月11日に実施（投票率は84.21%）。

2000年代以降の難民・移民受け入れの増加に伴い、移民排斥を訴える極右政党のスウェーデン民主党が第2党まで躍進。

3

2022年国会選挙の結果



Source: Riksdagen.se, Regeringen.se

全体で349議席
 左派173議席（S、V、C、MP）
 右派176議席（SD、M、KD、L）
 第一党は社民党だが、右派連立で組閣（SDは閣外協力）
 首相：ウルフ・クリステション（M）
 内閣（24名、うち女性11名。M13、L5、KD6）



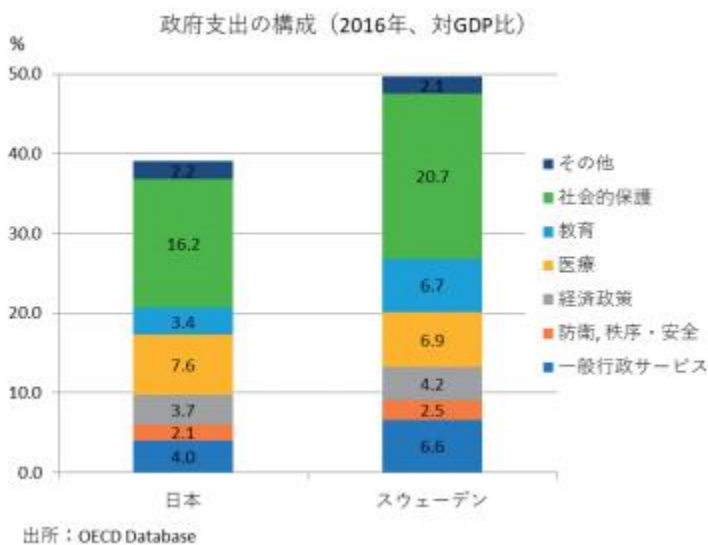
スウェーデン経済の推移



- 1990年代初頭のバブル崩壊により、マイナス成長と財政赤字、失業の上昇。
- 90年代半ば以降、景気回復し、堅調な経済成長。
- 90年代半ばに、増税＋歳出削減による財政再建を実施。財政収支は安定（景気循環を通じた財政黒字目標）。
- 失業率は、6 - 7%台で高止まり（とくに若者の失業）。
- 税負担と経済成長の両立

5

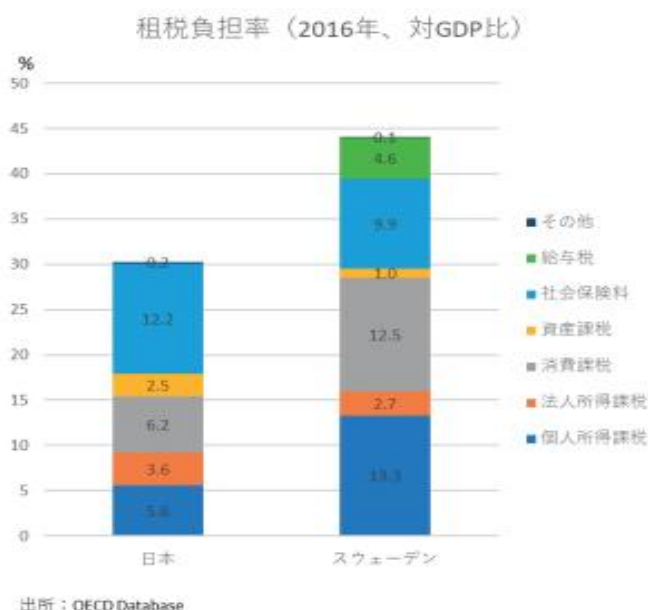
日本とスウェーデンの比較①：歳出面



- スウェーデンでは、国の経済活動に占める政府部門の割合が高い。
- とくに社会的保護と教育で日本よりも高い。
- 社会的保護には、介護や子育て、障害者支援などの福祉サービスのほか、失業給付や職業訓練など労働者への支援も含まれる。
- 日本での家計の教育負担や医療・福祉サービスの自己負担の高さ。

6

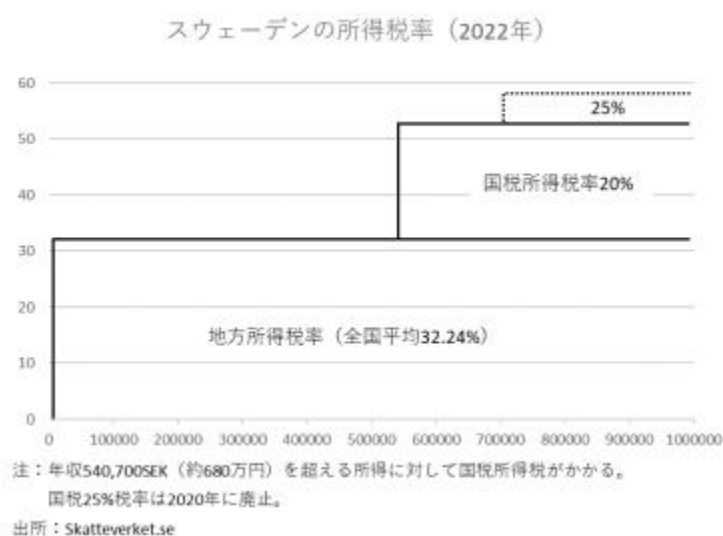
日本とスウェーデンの比較②：税収面



- 所得税：地方所得税（比例税率）
国税所得税（累進部分）
- 資本所得：勤労所得から分離し、税率30%で課税（二元的所得税）
- 法人税：税率20.6%（1991年30%）
- 付加価値税（消費税）：
標準税率25%
軽減税率
12%：食料品、宿泊施設利用、外食サービス等
6%：新聞、書籍、雑誌、スポーツ観戦、映画、旅客輸送等
0%：医薬品（医療機関による処方）
- 日本はスウェーデンと比較して個人所得課税と消費課税の税収が低い。

7

所得税の累進構造



三位一体改革による税源移譲と個人住民税の比例税率化

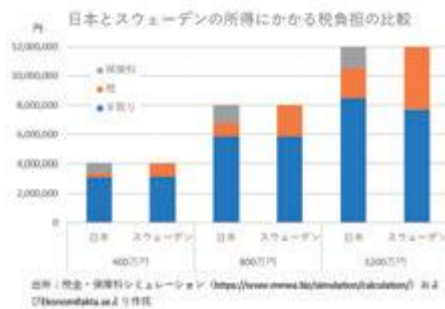


8

所得にかかる税・保険料負担の比較
40歳単身世帯、1クローナ12.6円で計算

日本				スウェーデン			
年収	4,000,000	8,000,000	12,000,000	年収	4,000,000	8,000,000	12,000,000
所得税	82,600	452,300	1,232,200	所得税	0	52,920	852,768
個人住民税	175,300	449,900	822,300	地方所得税	1,187,071	2,515,817	3,804,797
厚生年金	373,320	713,700	713,700	社会保険料	0	0	0
健康保険	233,579	467,159	673,259	勤労税額控除	-361,066	-456,019	-364,694
雇用保険	20,000	40,000	60,000	その他	2,873	15,422	24,646
税・保険料負担	884,799	2,123,059	3,501,459	税・保険料負担	828,878	2,128,140	4,317,517
手取り収入	3,115,201	5,876,941	8,498,541	手取り収入	3,171,122	5,871,860	7,682,483
雇用主負担	606,899	1,180,859	1,386,959	雇用主負担	1,256,774	2,513,549	3,770,323
労働コスト	4,606,899	9,180,859	13,386,959	労働コスト	5,256,774	10,513,549	15,770,323

出所：税金・保険料シミュレーション (<https://www.mmea.biz/simulation/calculation/>) およびEkonomifakta.seより作成



- スウェーデンでは地方所得税負担が圧倒的に高く、比例的な負担。
- 税と社会保険料の合計で見ると大きな差はないが、所得上昇に応じて差が生じる。
スウェーデン：累進所得税、勤労税額控除
日本：社会保険料負担の逆進性
- 勤労税額控除は就労促進を目的として、2000年代に中道右派政権が導入。

9

社会保障給付による再分配

スウェーデンの所得再分配（2013年）



- 比例負担の地方所得税の高さ、法人税収の低さ、付加価値税収の高さにより、税制による再分配度は必ずしも高くない。
- ライフサイクルで見た場合に、低所得から中所得層にかけて（第6分位まで）、可処分所得が収入を上回る。
- 税負担だけでなく、社会保障給付（現金給付）、さらに現物給付（対人社会サービス）による再分配効果。

10

国民の生活保障を担う地方政府

- 地方政府は二層制
基礎自治体（コミューン）290団体
広域自治体（レギオン）20団体

※2019年まではランスティングと呼称

- 政府間財政関係：分離型の事務配分を採用。
コミューンが教育と福祉
レギオンが医療（＋公共交通）

※1862年の地方自治規則により、ランスティング（現レギオン）は医療サービスを担う地方自治体として設立された。



11

コミューン	%	ランスティング	%
就学前教育	14.5	プライマリーケア	15.6
義務教育	16.6	専門医療	46.1
高等教育	6.5	精神医療	7.7
その他の教育	3.7	歯科医療	3.1
高齢者介護	19.1	その他の医療	8.5
障がい者支援	11.4	医薬品	6.8
経済的支援	2.3	地域発展	2.8
個人・家族支援	4.7	政治的活動(医療)	0.5
商業的活動	4.0	交通・インフラ	8.9
その他	17.3		
合計(5960億クローナ)	100	合計(3100億クローナ)	100

(出所) Sveriges Kommuner och Landsting (<https://skl.se/>)

コミューン		ランスティング	
租税収入	67.7	租税収入	71.2
一般交付金	13.3	一般交付金	7.9
特定補助金	5.4	医薬給付金	7.2
料金	5.5	特定補助金	4.6
活動の販売	0.9	料金	3.6
地代・リース料	3.1	その他	5.5
その他	4.1		
合計(6070億クローナ)	100	合計(3130億クローナ)	

(出所) Sveriges Kommuner och Landsting (<https://skl.se/>)

地方自治体の 歳出・歳入構造 2015年

歳出面

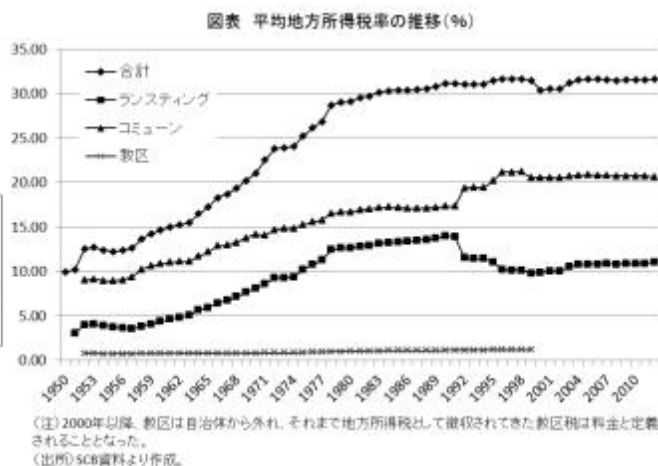
- コミューン：教育（就学前教育～中等教育）、福祉（高齢者、障害者、子育て世帯、社会扶助等）が歳出の8割。
- レギオン：医療が歳出の9割

歳入面

- 租税収入が約7割（日本は35～40％）で、一般交付金が補完。
- 地方税（比例税率の地方所得税）が地方政府活動の財源的基盤。

12

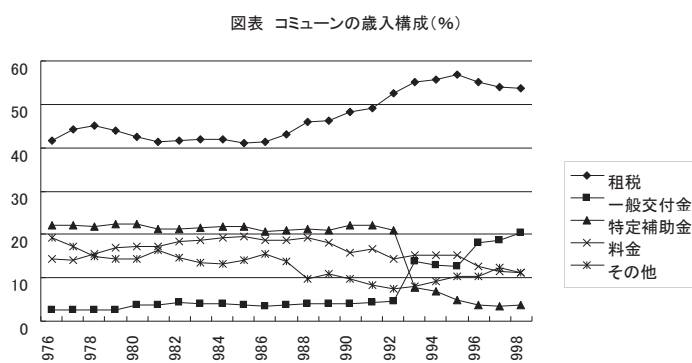
地方税による財源調達



- 戦後の福祉国家建設期に、コミューンが教育・福祉サービス、ランスティングが医療サービスを拡大（左図）。
- 地方自治体の歳出拡大に合わせて、地方所得税率を引き上げながら財源調達（右図）。
- 現在でも、コミューンとレギオンがそれぞれ歳出に合わせて税率を設定。

13

スウェーデンにおける地方分権改革



- 1980年代：経済成長の鈍化と財政赤字の拡大。
- 地方所得税率の引き上げ、特定補助金を通じた国から地方への財政移転の余地が限られている。
- 一方で、高齢化や女性の労働市場への参加を踏まえ、医療・介護、育児における財政需要の拡大への対応が必要。
- 地方政府支出の伸びを抑制しながらニーズ充足を目指す（地方裁量の拡大）
- フリーコミューンの実験（1984～91）
地方政府における行政組織運営の弾力化
補助金の使途に関する裁量性の増大
⇒1991年地方自治法改正
1993年財政調整制度改革
（特定補助金の一般財源化）

14

地方自治の発展

- 1862年：地方自治規則における地方自治体の課税権
- 1928年：比例税率による地方所得税の導入
- 1936年：政府地方税委員会 (SOU1943:43)
 - 国民ニーズを満たすための国と地方の役割分担
 - 国への権限移譲の否定
 - 合理的な地方税負担を可能とする財政調整制度の必要性
- 1958年：財政調整委員会(SOU 1964:19)
 - 地方自治の実践
 - 地方自治体によるサービスは自治体自身が決定すべき。
 - 歳出額の決定と税負担がリンクしなければ、地方自治は機能しない。**
 - 国と地方の責任を区別することは不可能。
 - 国は一般財源として地方の財政力を保障・調整すべき。

15

財政調整制度の変遷

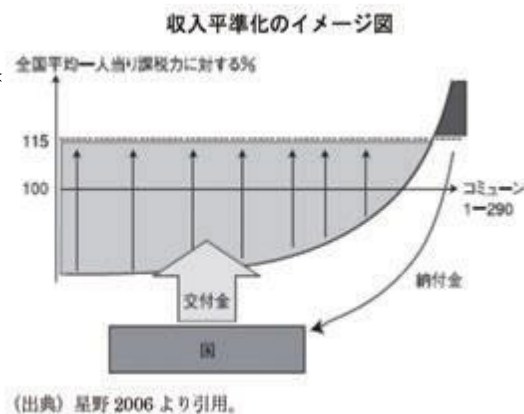
財政調整制度改革の概要	
実施年	改革内容
1966年	すべての地方政府部門に対する税平衡交付金制度の導入。 課税力不足に対する交付金、高税率コミュニティに対する交付金、特別税平衡交付金の3要素。 3つに区分された課税力それぞれに対して最低保障レベルを設定。
1974年	高税率コミュニティに対する税平衡交付金の廃止。 課税力区分が6区分(コミュニティ)、5区分(ランスティング)に増加。
1980年	課税力区分が12区分に増加し、103～136%までの基礎保障の割り当て。 年齢構造にもとづく基礎保障の修正。 人口減少に対する追加措置。
1986年	税平衡負担金制度(一般税平衡負担金、特別税平衡負担金)の導入。 特別税平衡負担金は課税力の高いコミュニティが累進的に負担。
1989年	課税力区分が25区分に増加し、100～157%までの基礎保障の割り当て。
1993年	コミュニティにおける税平衡交付金制度の廃止および国庫平衡交付金制度の導入。 新制度は、収入の平準化、構造的差異の平準化、人口減少に対する追加措置の3要素。 特定補助金の大幅な一般財源化。
1996年	平衡交付金制度における水平的財政調整の導入。 住民1人あたり定額の包括交付金の導入。
2005年	収入平準化と包括交付金の統合、構造交付金、調整交付金・納付金の導入。

(出所)SOU1991, SCB2001, Finans departmentet 2008より筆者作成。

16

地方自治の前提としての財政調整制度

- 1996年の財政調整制度改革により水平的調整制度を導入。
- 財政力が高い団体は、財政力の低い団体に対して（間接的に）資金を拠出する（水平的財政調整）。
- ①課税力の調整（住民一人あたり課税所得÷経済基盤）
- ②財政需要の調整（自然、地理、人口構成などの条件＝構造的費用の格差是正）
- ⇒地方間の調整＋国が一定の財政力を保障（1人あたり課税力全国平均値の115%）
- ⇒地方政府ごとの税率格差は、住民のニーズや料金水準、サービスの効率性の違いを反映。
- 2010年憲法改正：水平的財政調整規定
- 国の責任（＋地方政府間の連帯）で地方自治体の財政力を平準化したうえで、各自治体は住民ニーズに基づきながら、住民の税負担を調整する。



17

子育て支援策の概要

子どものいる家庭への支援政策			
	現金給付	経済的負担の軽減措置	その他の支援
1 普遍的施策			
a すべての子ども	両親保険、児童手当		妊産婦医療センターと乳幼児医療センター（無料）
b 対象となる子ども	就学手当、養育扶助、子ども年金、障害児童扶養手当、一時看護時の両親保険、養子手当	小児歯科、教科書、教材（無料） 小児医療、医薬品（割引） 給食費（一部を除き無料）	学校教育、就学前学級、公開就学前学校、学校保健・医療（無料） 家族・子育て相談（一部を除き無料）
2 上限額設定		就学前学校、家庭保育所、余暇活動センター	公開余暇活動センター、夏季子どもセンター
3 経済的支援			
a 所得制限あり	住宅手当、就学手当加算金		
b 必要性がある場合	社会手当（生活保護）		

出所：高橋（2007）表4に基づき作成。

18

子育て支援・教育に対する経済的支援

子育て支援

- ・ 両親保険（育児休業制度）
- ・ 児童手当（15歳まで）。16～18歳は同等の就学補助。
- ・ 子供世帯向け住宅手当
- ・ 保育サービス：認可保育所（自治体による認可。公立と私立）
- ・ 保育料：自治体ごとに保育料率を設定。
- ・ 保育園での朝食も可。オムツの持ち込みはなし。

学校教育

- ・ 基礎学校から高等教育まで無償（公立・私立を問わず）。
- ・ 基礎学校では給食費や教材費も無償。
- ・ 高等教育と成人教育に対する奨学金＋就学ローン。
- ・ 職業教育もコミュニケーションが無償で提供。

19

育児休業制度



資料：落合（2018）より引用。

- ・ 休業期間：18カ月、うち480日間(約16カ月)は両親給付が支給される。
- ・ 付与日数のうち384日は子どもが4歳に達するまで、残りの96日は子どもが12歳に達するまで取得可。
- ・ 両親給付として、①390日は所得の約80%(1日当たりの上限967SEK)が、②残りの90日は日額180SEKが支給される。
- ・ 期間①のうち、90日は両親それぞれに割り当てられ、もう一方の親への譲渡不可。
- ・ 出産前の就労期間(連続)が240日未満の場合、または出産前の年間所得が117,590SEK未満の場合(失業者・学生含む)、390日の給付額は、日額250SEK(月額約7,500SEK)
- ・ スピード・プレミアム(speed-premium)制度：第1子出産後30カ月以内に第2子を出産した場合、第2子の育児休業中の給付金が第1子の際と同額となる。

20

児童手当

児童手当			
子どもの数	児童手当額	多子加算額	合計額
1	1,250	-	1,250
2	2,500	150	2,650
3	3,750	730	4,480
4	5,000	1,740	6,740
5	6,250	2,990	9,240
6	7,500	4,240	11,740

資料：社会保険庁HP

- 児童手当（月額）：0～15歳

第1子：1,250SEK（≒18,000円）

第2子：1,400SEK（≒20,000円）

第3子：1,830SEK（≒26,000円）

第4子以降も多子加算が増加

- 16歳から18歳までの子どもについても1,250SEKを就学手当として給付。

21

子供世帯向け住宅手当

- 18歳未満の子供、もしくは基礎教育あるいは高校教育を受けている18歳以上の子供と同居している成人
- 世帯所得が一定以下
- 月額家賃が1,400SEK以上
- 補助対象家賃の上限：子1人5,300SEK、子2人5,900SEK、子3人以上6,600SEK
- 住宅は賃貸住宅に限らず、所有住宅も可。
- 基礎額：子1人1,500SEK、子2人2,000SEK、子3人以上2,650SEK
- 給付額 = 基礎額 + 補助対象家賃の上限までの家賃のうち1,400SEKを上回る部分の50%。

22

保育サービス

- 1975年にすでに幼保一元化。1996年には管轄が社会省から教育省に移管されたことで、現在では就学前学校（förskola）という位置づけで統一。
- 2003年には4歳児以上の未就学児童を対象とした就学前学級（förskoleklass）を基礎学校（小中学校に相当）において無償で提供。それに対応して4～5歳児の任意の就学前保育が年間最低525時間分を無償化。
- 両親いずれかの育児休暇の取得が一般的であり、0歳児保育は行われていないため、1～3歳児、そして無償分を超える4～5歳児の保育では保育料を徴収。
- 保育料率は国が設定する上限（maxtaxa）の範囲内でコミューンごとに設定。
- 例：ストックホルム・コミューンにおける保育料率上限の設定。第1子が家計月収総額の3%、第2子が2%、第3子が1%、それ以降は無償。
- 保育料計算に用いられる月収総額にも上限額を国を設定しており、2018年は46,080クローナが上限値である。そのため、ストックホルムの場合であれば、第1子の保育料の上限は1,382クローナ（2万円程度）。

23

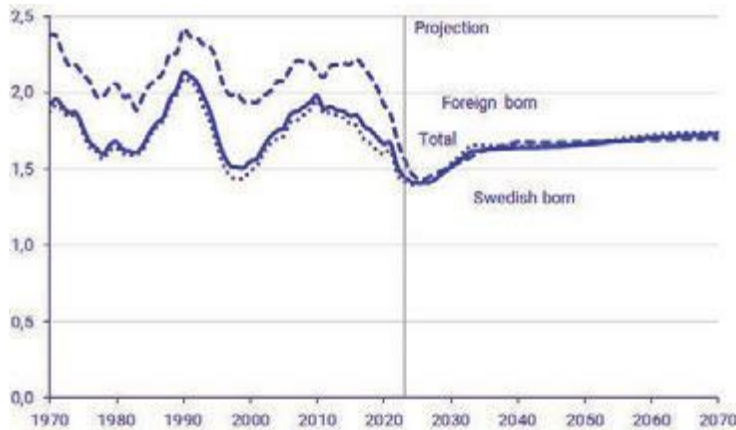
保育園の情報公開

保育園	運営	種類	定員	人数/保育士	高等割合	学び	保護	社会性	主体性	質問	食事	満足	推薦
Södermalms Montessoriförskola, Wollmar Yxkullsgatan 15 A	公立	モンテソーリ	54	4.6	38	97	100	92	100	89	94	94	94
Förskolan Vetenskaparna, Högbergsgatan 1	私立	伝統的	30	5	50	70	90	89	90	80	40	80	80
Förskolan Villekulla/Maria, Mariatorget 1	公立	伝統的	36	4.8	40	90	93	93	92	83	90	86	90
Förskolan Mullvaden, Krukmakargatan 1	公立	伝統的	44	3.4	45	88	97	88	73	76	67	88	82
Förskolan Bullerbyn, Repslagargatan 1	公立	伝統的	32	4.6	29	82	100	95	95	90	95	91	100
Förskolan Wollmar, Wollmar Yxkullsgatan 15 A	公立	伝統的	52	4.8	33	96	94	93	95	91	91	94	96
Pysslingen Förskolor – Björngården, Södra Sjöströmgatan 1	私立	伝統的	63	5.3	53	89	92	95	92	89	95	87	87
Förskolan Pärlan, Fatburgsgatan 14 B	公立	伝統的	40	4.1	41	90	81	76	82	84	97	81	84
Förskolan Timmermansgården, Timmermansgatan 1	公立	伝統的	81	5.4	47	92	94	90	88	80	92	97	92
Förskolan Kastanjen, Fatburgsgatan 1	公立	伝統的	72	5.5	46	93	96	96	98	78	91	93	89
Förskolan Lyckan, Wollmar Yxkullsgatan 15 A	公立	伝統的	93	3.9	39	80	83	96	87	81	91	81	79
Förskolan Ragvald, Ragvaldsgatan 1	公立	伝統的	36	4.5	38	79	83	79	71	67	63	71	71
Yxan, Wollmar Yxkullsgatan 15 A	個人組	伝統的	30	4.8	43	88	100	100	100	82	88	94	100
Föräldrakooperativet Moroten, Högbergsgatan 1	親組合	伝統的	21	3.8	32	94	94	100	100	94	87	94	100
Krukan, Swedenborgsgatan 1	親組合	なし	21	4.2	16	100	100	100	100	100	100	100	100
Johannes Waldorfförskola II, Brännkärsgatan 1	私立	Waldorf	30	5.1	43	100	92	100	92	92	92	92	92
Förskolan Bonk, Blecktornsgränd 1	親組合	伝統的	39	4.8	40	79	88	92	87	88	92	88	88
Philipsénska förskolan, Mariatorget 1	私立	伝統的	20	5.7	50	70	100	70	89	80	100	70	70
Mariagårdens Montessoriförskola, Mariatorget 1	個人組	モンテソーリ	30	4.7	12	71	76	76	50	29	18	35	41

- コミューンが保育園に関する情報をウェブサイト上で公開（介護サービスなども同様）。
- スtockホルムであれば、第5希望までを申請。

24

出生率の推移



資料：スウェーデン統計局HP

- 合計特殊出生率は2010年代以降に低下（2023年には1.45）。
- 従来、児童手当(多子加算)や育児休業制度を含む手厚い家族政策が高い出生率を支えていると指摘されてきた（Hoem2005）。
- Gunnar Andersson（ストックホルム大）らの研究によると、労働市場の変化、とくに不安定雇用の増加が結婚・出産時期を遅らせたり、子供を持たない理由になっている可能性があるという指摘している。

25

参考：労働市場の構成と政党支持

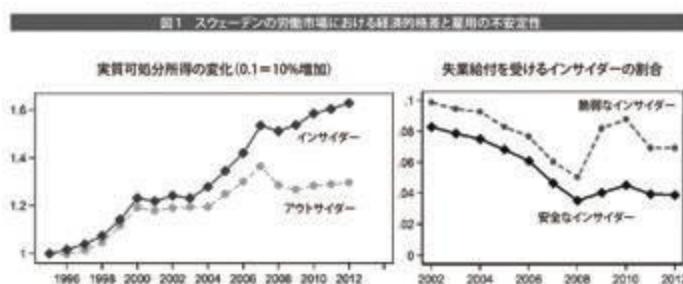
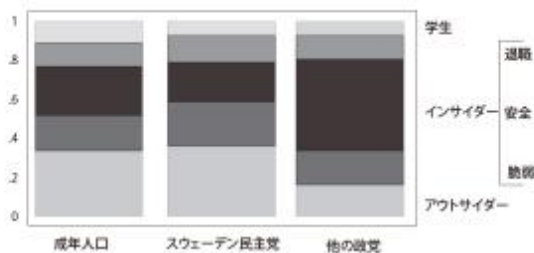


図2 スウェーデンの労働市場の構成 (2002-12年)



- Johanna Rickne (2018) の研究
- インサイダーは安定した仕事をもつ者。
- アウトサイダーは不安定雇用、失業、あるいは障害年金や疾病休暇のような社会扶助プログラムを受けているという状況にある者。
- 金融危機後には、不安定雇用化するインサイダーが増加（脆弱なインサイダー）

26

参考：スウェーデンの保育

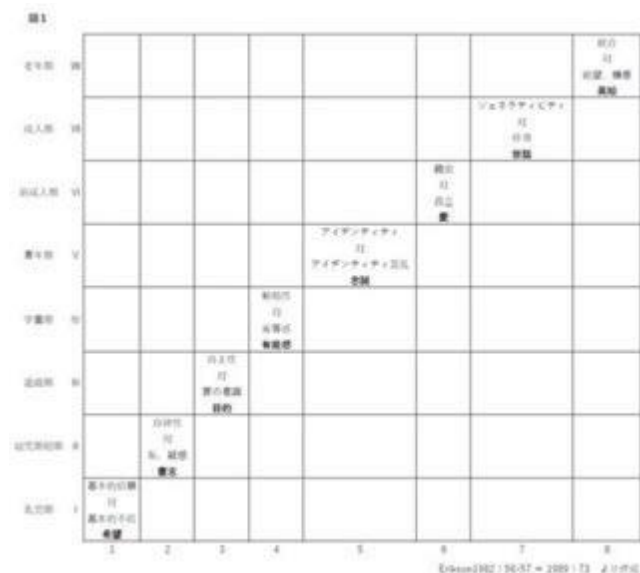
・就学前学校カリキュラム

「保育園は、民主主義の基礎に基づかなければならない。そのため、保育園の活動は民主主義の基本的な諸価値と調和して行われなければならない。これについては、その価値を日々の活動のなかで明確にする必要がある。」

・1975年に幼保一元化（1968年の政府委員会報告書など）

ピアジェの発達心理学、エリクソンの社会心理学が理論的基礎

・基本的信頼（安心）、自己表現・影響力、他者への共感

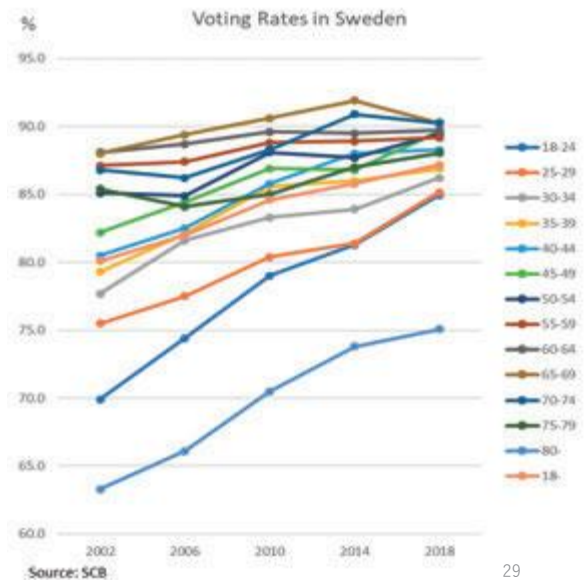


スウェーデンの保育の取り組み

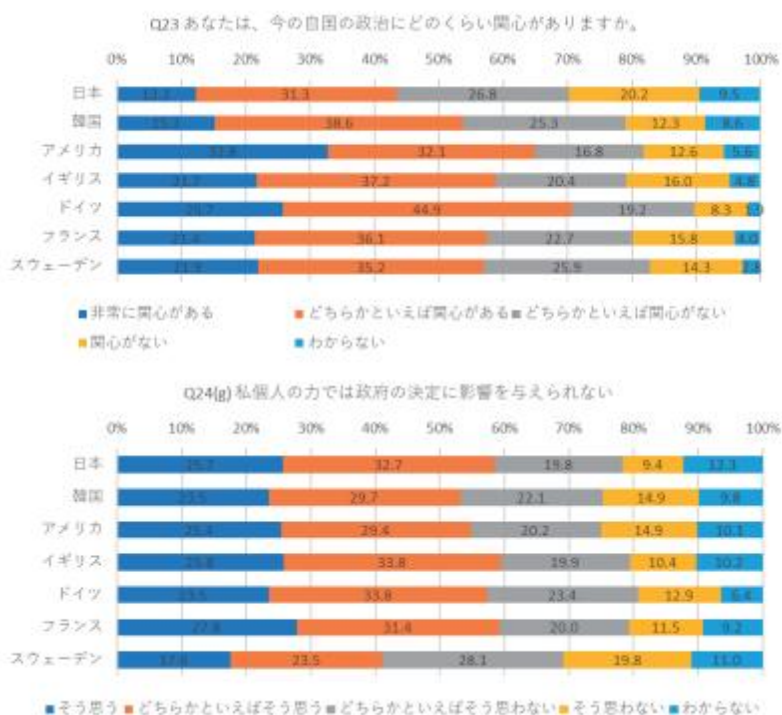
- ・自由あそび、野外活動が多い
- ・子どもの関心に沿ったプロジェクト活動
- ・子どもの参加と影響力（子どもの「声」に耳を傾ける）
 - 「子どもの視点（子ども目線）と「子ども自身の視点」
 - 子どもは「従属的」な立場に置かれている
 - 「今日は外で遊ぶ？中で遊ぶ？」
 - 「今日の給食はどうだった？」「おいしくなかったー！」
- ・保育園の活動に対して、子どもは影響力をもっているか
 - 日々の活動や遊びにおける子どもの主体性
 - 工作室では、明日もやりたければ片づけなくていい（遊びの継続）



投票率に見る日本とスウェーデンにおける政治参加



29



若者は政治をどう見ているか

内閣府による国際比較調査

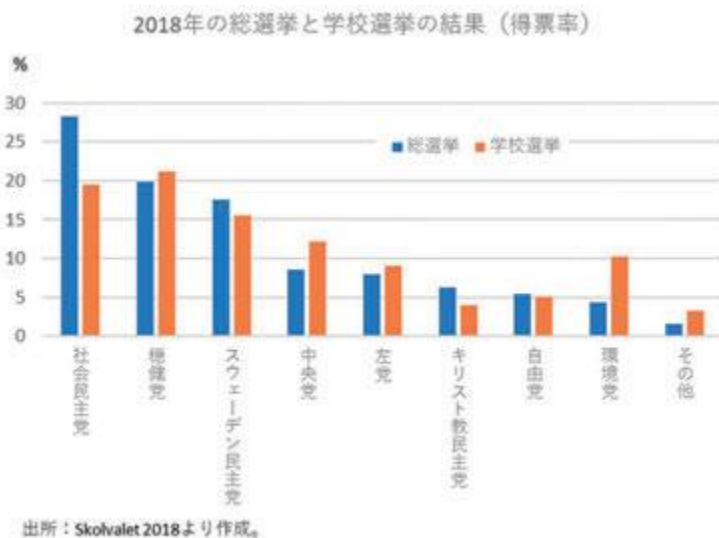
「我が国と諸外国の若者の意識に関する調査」
(平成30年度)

<https://www8.cao.go.jp/youth/kenkyu/ishiki/h30/pdf-index.html>

スウェーデンでは「政治的有効性感覚」が高い。

30

実践的な政治教育

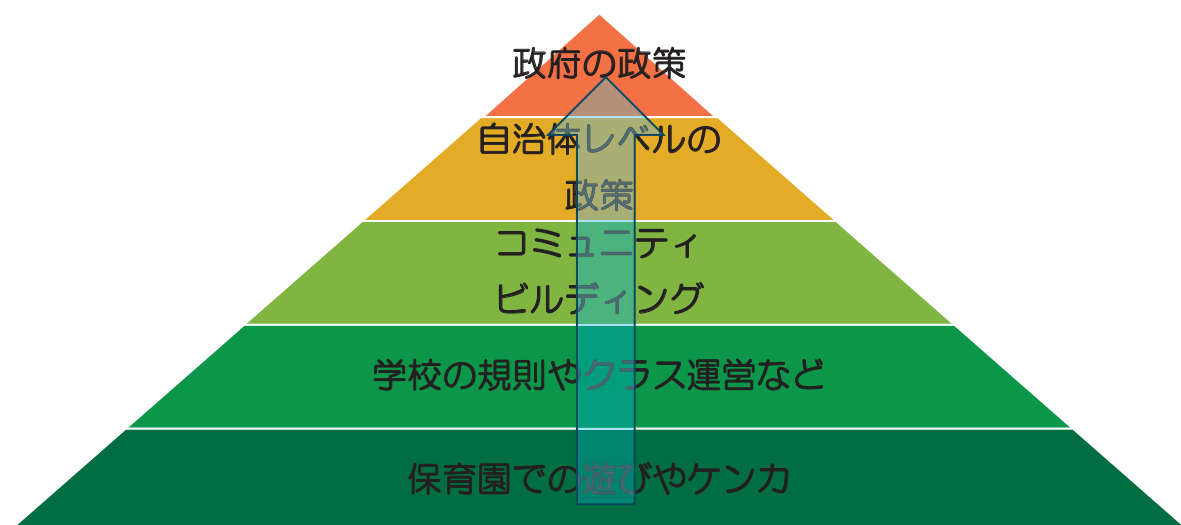


ホラヴェッド高校での学校選挙の様子

- 「学校選挙」では、生徒たちは実際の政党に投票し、その結果が公表される。
- 教育における政治的中立性
「すべての政党を招いて議論する」

31

日常生活からの民主主義



32

少子化対策・こども政策の強化に向けた 地方行財政運営に関する調査研究第3回委員会

(於：総務省 地方財政審議会会議室／オンライン)

令和6年度 地方行財政ビジョン研究会 第3回委員会

保育制度から考える 日本の子ども子育て政策

2024年10月18日（金）18:00-20:00

お茶の水女子大学 基幹研究院人間科学系
松島 のり子



本日の報告内容

0. なぜ「保育制度から」考えるのか
1. 日本における幼稚園・保育所の普及状況
2. 幼稚園と保育所との関係をめぐる議論の経過
3. 保育制度から考える日本の子ども子育て政策の
課題
4. まとめにかえて

0. なぜ、「保育制度から」考えるのか

学校教育法制定

児童福祉法制定

幼保二元体制の確立



幼稚園・保育所の普及

幼稚園・保育所の制度整備

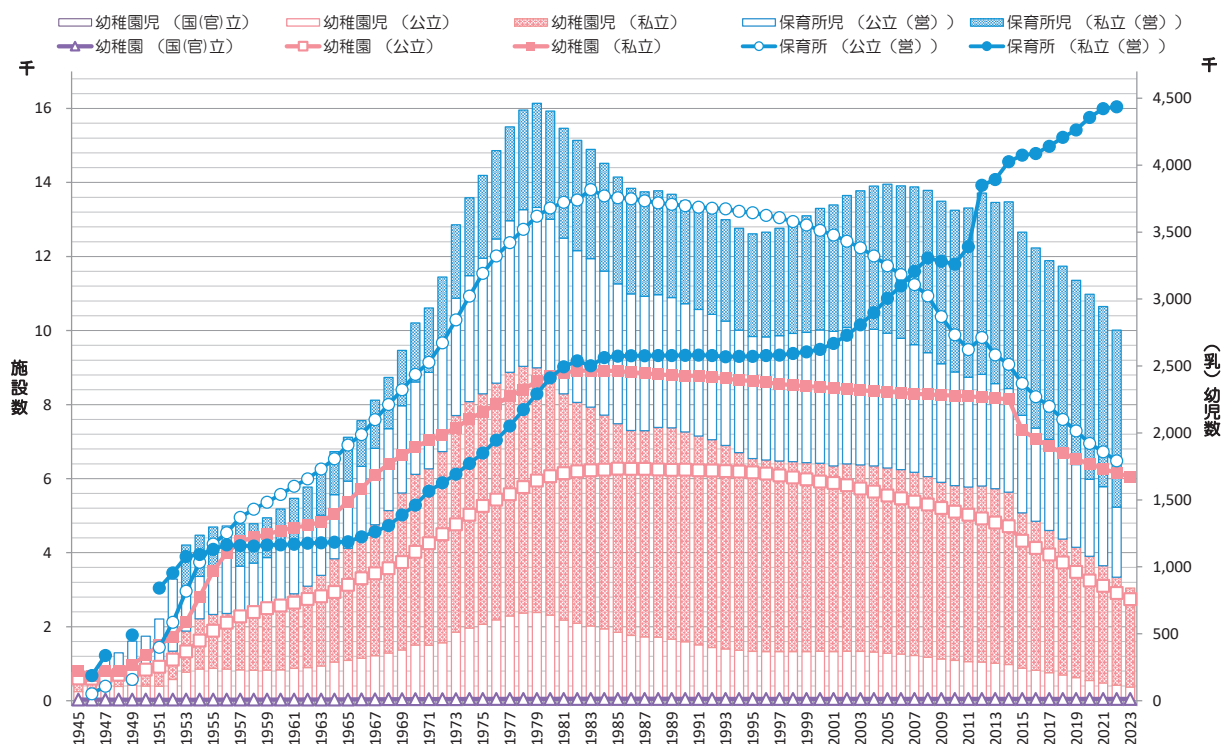
二元体制の固定化

- 日本の保育制度≡幼稚園・保育所に関する制度は、日本の子ども政策の一端をなす
- 幼稚園・保育所など公的保育施設が一定の普及を遂げたこんにちに至るまで、社会のさまざまな影響を受けながら、幼稚園・保育所のあり方は議論が続いている
- 保育制度からみえてくる、子ども子育て政策の課題もあるのではないか

2

保育制度から考える日本の子ども子育て政策（松島）

1. 【図1】 戦後日本における幼稚園・保育所の普及推移

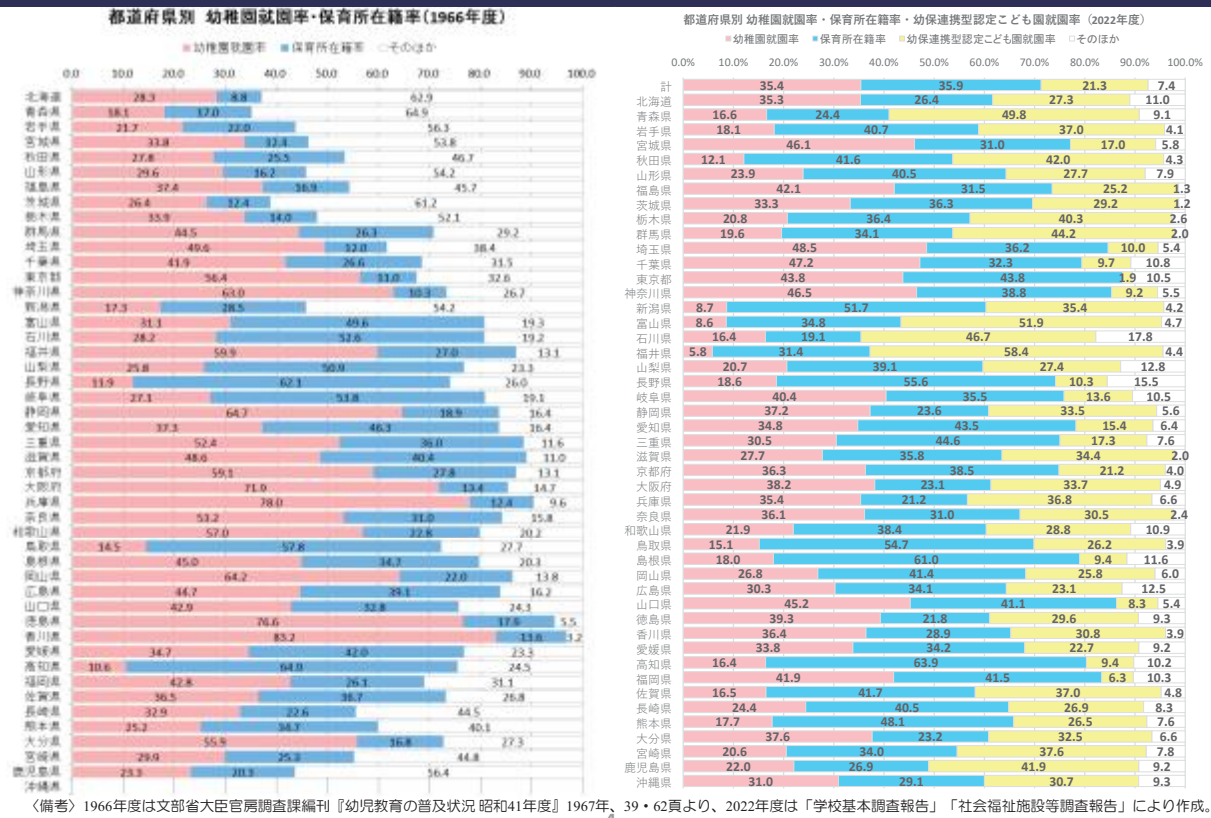


〈備考〉幼稚園は『文部省年報』『学校基本調査報告書』各年、保育所は厚生省児童局編『児童福祉十年の歩み』日本児童問題調査会、1959年（網野武博・柏女雪峰・新保幸男編『児童福祉文獻ライブラリー シリーズ1 児童福祉基本法制』第16巻、日本図書センター、2006年）、『社会福祉統計年報』『社会福祉施設調査報告』各年により作成。

3

保育制度から考える日本の子ども子育て政策（松島）

【図2】 幼稚園・保育所の普及の地域差（都道府県別:1966/2022年度）



4

保育制度から考える日本の子ども子育て政策（松島）

【図3】 幼稚園・保育所の普及推移の地域差（都道府県別:1950-80年）

人口規模区分別にみる幼稚園・保育所の普及推移の類型

区分		1	2	3	4	5
		幼稚園型 (幼稚園と幼稚園児数が 顕著に増加)	幼保均衡型 (幼保が足並みを揃える ように増加)	保育所後発型 (幼稚園増加が停滞し、 保育所が上回る)	保育所漸増型 (幼稚園は緩やかに、保 育所は顕著に増加)	保育所先行型 (戦後初期に保育所が 増加)
a	330万以上～	東京都 大阪府 神奈川県 兵庫県	北海道 福岡県 埼玉県			愛知県
b	235万以上 ～ 330万未満	静岡県	千葉県		新潟県	広島県
c	170万以上 ～ 235万未満		茨城県 京都府 福島県 鹿児島県 宮城県 岡山県		長野県 熊本県	岐阜県
d	120万以上 ～ 170万未満		群馬県 長崎県 栃木県 山口県 三重県 岩手県 秋田県 山形県 大分県		青森県	愛媛県
e	85万以上 ～ 120万未満	沖縄県 香川県	滋賀県 奈良県 佐賀県	和歌山県	宮崎県 富山県	石川県
f	～85万未満	徳島県		福井県		島根県 高知県 山梨県 鳥取県

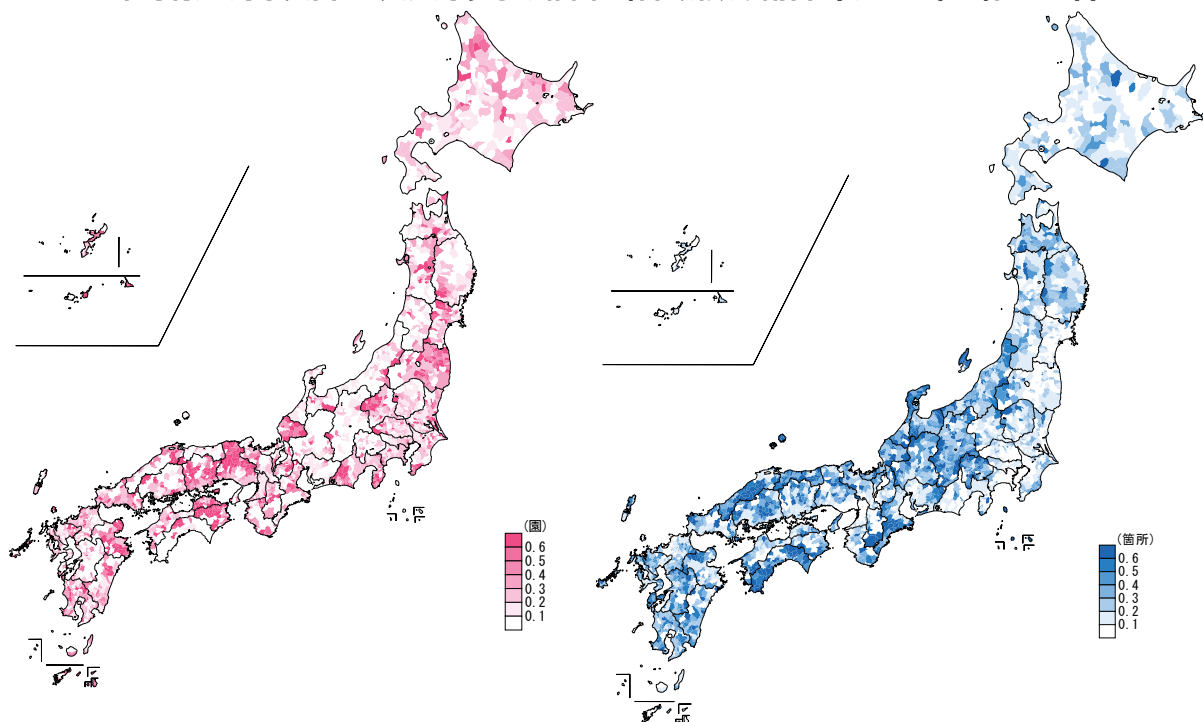
〈備考〉人口規模区分は、総務省統計局「政府統計の総合窓口（e-Stat）」「都道府県別人口（各年10月1日現在）——総人口（大正9年～平成12年）」より、1950年から1980年までを対象に値を算出。人口規模の階級は、初項85万、公比1.4の等比数列により算出した値を参考に区分。普及推移の類型は、1950年から1980年までの幼稚園・保育所の施設数および幼児数の推移をグラフ化し、とくに施設数にみられる特徴により分類して作成。（拙著『「保育」の戦後史——幼稚園・保育所の普及とその地域差』六花出版、161-192頁）

5

保育制度から考える日本の子ども子育て政策（松島）

【図4】 幼稚園・保育所の普及の地域差（市町村別:1975/1974年）

市町村別 対象人口100人に対する幼稚園・保育所数の割合（幼1975年・保1974年）



〈備考〉総理府統計局編『昭和50年 国勢調査報告』第3巻都道府県・市区町村編（47分冊）1977年、1975年10月1日現在。文部省監修『全国学校総覧』1976年版、東京教育研究所、1975年、949-1208頁、1975年5月1日。日本保育協会編『児童福祉施設一覧』保育所編、1975年、1974年7月1日現在に編者が「補正を加えたもの」により作成。

6

保育制度から考える日本の子ども子育て政策（松島）

2. 幼稚園と保育所との関係をめぐる議論の経過

創設経緯	国による幼稚園創設・民間における託児所創設
幼稚園令	幼稚園に保育所的機能をもたせようとした
戦時下	幼稚園と託児所の関係は行政上の課題
戦後改革期	文部省・厚生省の双方で一元化の必要性を認識
⇨ 幼保二元体制へ	
1960年代	二元体制の固定化・強化、保育内容は共通に
1970年代	それぞれの立場による一元化論の展開 [中央教育審議会：幼稚園中心の一元化] [中央児童福祉審議会：二元体制の堅持] [幼稚園団体：幼稚園の機能拡大] [労組・保育所団体：保育所(園)による一元化]
1980年代	公費負担抑制を主眼とする一元化論
少子化、保育ニーズの増加・「待機児童」の社会問題化、幼稚園定員割れ・「預かり保育」普及	
1990年代	幼保の施設・運営面における共用化の推進
2000年代	経済政策、規制改革のなかでの一元化論 「認定こども園」制度発足

7

保育の多元化

保育制度から考える日本の子ども子育て政策（松島）

2. 幼稚園と保育所との関係をめぐる議論の経過

2010年代 「子ども・子育て支援新制度」の成立・展開

2020年代 「こども家庭庁」発足

■ 現行の日本の保育制度（2024年）



- 幼稚園・保育所（・認定こども園）の制度は維持しながら、保育内容を共通にする（保育内容の整合性を図る）ことで、等しく保育・幼児教育を保障しようとする考え

拙稿「こども家庭庁創設と「幼保一元化」再考」日本保育学会『保育学研究』第61巻第3号、2023年、81-83頁

…こうした現状にはどのような課題があるか

8

保育制度から考える日本の子ども子育て政策（松島）

3. 保育制度から考える日本の子ども子育て政策の課題

■ 地域差

- ✓ 幼稚園・保育所・認定こども園の普及
- ✓ 「保育を必要とする」事由の基準指数
- ✓ 保育所の設備および運営に関する基準（保育士の配置基準）
- ✓ 幼稚園・保育所等の担当部署 ※文部科学省初等中等教育局幼児教育課「幼児教育実態調査」
- ✓ 幼児教育・保育の無償化（情報提供、多子世帯の保育料軽減、給食費補助等）

■ 幼稚園・保育所の差

- ✓ 少子化の影響
- ✓ 保育者の配置、処遇（職員配置加算、公定価格の基準額、研修機会等）
- ✓ 保育時間（ノンコンタクトタイムの確保、「預かり保育」の環境等）

※村山祐一『「子育て支援後進国」からの脱却II 幼児教育・保育の真の「無償化」と「公定価格」改善課題
安全な保育・増える重大事故根絶を目指して』新読書社、2023年

- ✓ 条件整備 ⇔ 保育内容の整合性

9

保育制度から考える日本の子ども子育て政策（松島）

3. 保育制度から考える日本の子ども子育て政策の課題

■「教育」「保育」の区分／「教育」「福祉」の分断

✓ 幼保二元体制の影響

✓ 「新制度」のもとでの「教育」「保育」の定義

（「教育」…教育基本法第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育
公の性質を有するもの、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみ設置可）

（「保育」…児童福祉法第6条の3第7項第1号に規定する保育

養護及び教育（満3歳以上の幼児に対する教育を除く。））

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（2006年6月15日法律第77号）第2条第8項・第9項
教育基本法（2006年12月22日法律第120号）第6条第1項
児童福祉法（1947年12月12日法律第164号）第6条の3第7項

✓ こども家庭庁創設と「教育」「保育」

（こども家庭庁の所掌事務…「こどもの保育及び養護に関すること」）

こども家庭庁設置法（2022年6月22日法律第75号）第4条

✓ 学童保育の分野での指摘

※増山均「子どもの権利と学童保育の子ども観・子育て観」

日本学童保育学会編『学童保育研究の課題と展望 日本学童保育学会設立10周年記念誌』明誠書林、63-79頁

10

保育制度から考える日本の子ども子育て政策（松島）

4. まとめにかえて

➤ 幼稚園・保育所等による「保育」の普及

✓ 子ども一人ひとりの育ちを支えてきている

✓ 地域の事情や背景に適った普及 ⇔ 課題を内包した普及

✓ 地域差の両義性

➤ 幼稚園と保育所との関係をめぐる議論にみられる特徴

✓ 幼保の制度維持と保育内容の整合性を図る方針

✓ 保育の制度的多元化

✓ 制度の違いにも起因する、保育の質にかかわる差・子ども
が育つ環境の差

➤ 「保育」の可能性

11

保育制度から考える日本の子ども子育て政策（松島）

公立保育所運営費の一般 財源化に関する一考察

細井雅代
追手門学院大学経済学部
2024年11月15日(金)
総務省

1

内容

1. 子どもをめぐる現状と自治体の予算配分

2. 保育所をめぐる改革の概要

3. 改革による保育行政への影響

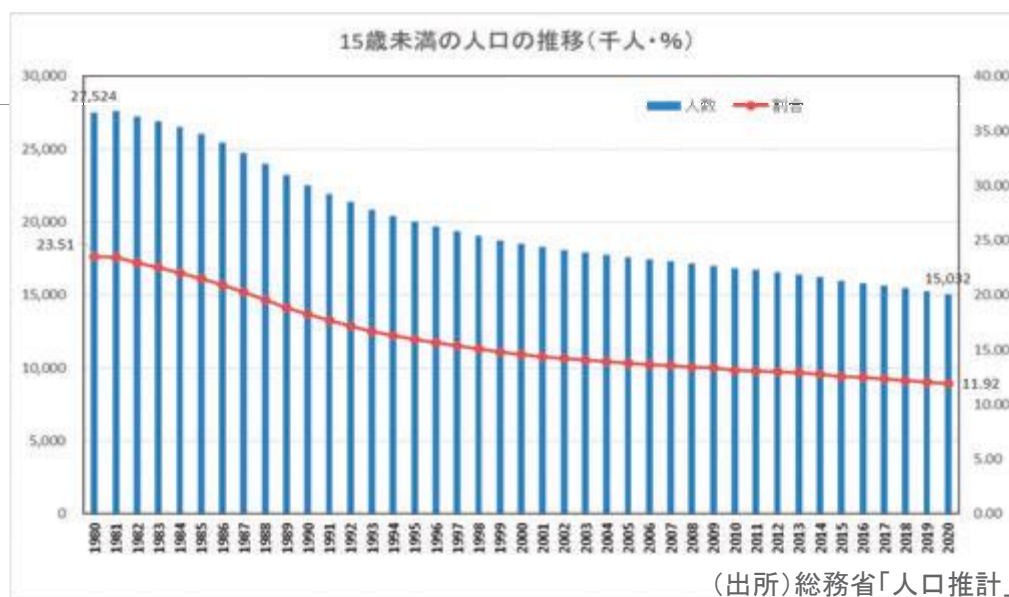
4. まとめとして

2

1. 子どもをめぐる現状 と自治体の予算配分

3

背景1：子どもの数の減少

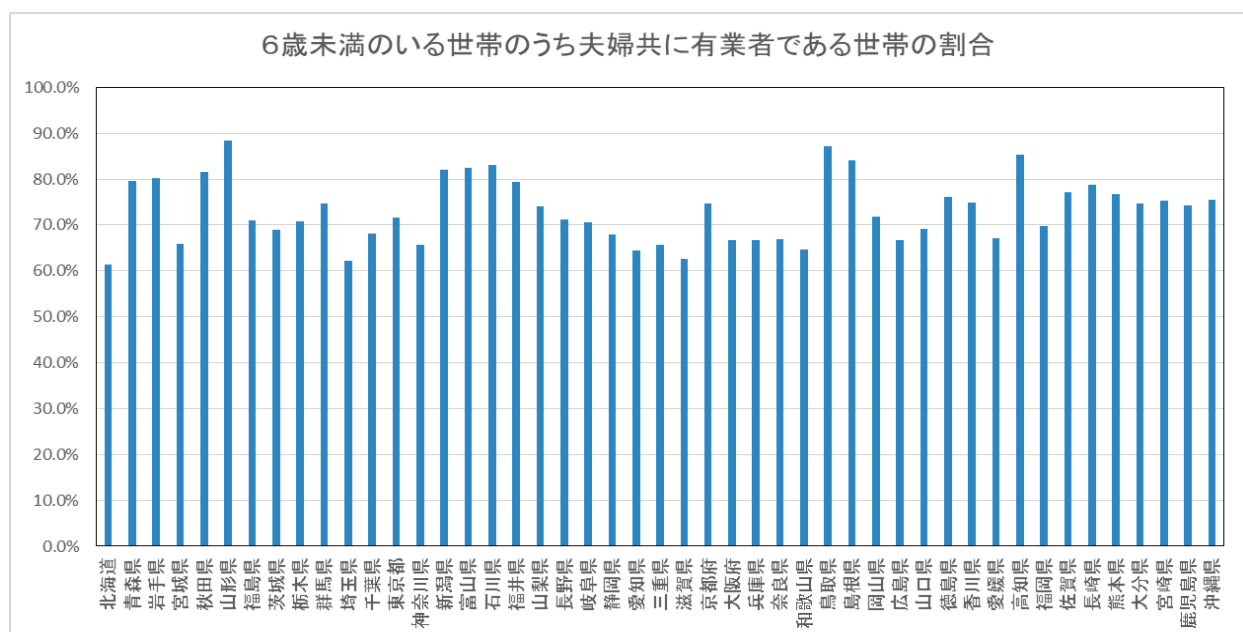


4

背景2：共働き世帯の増加

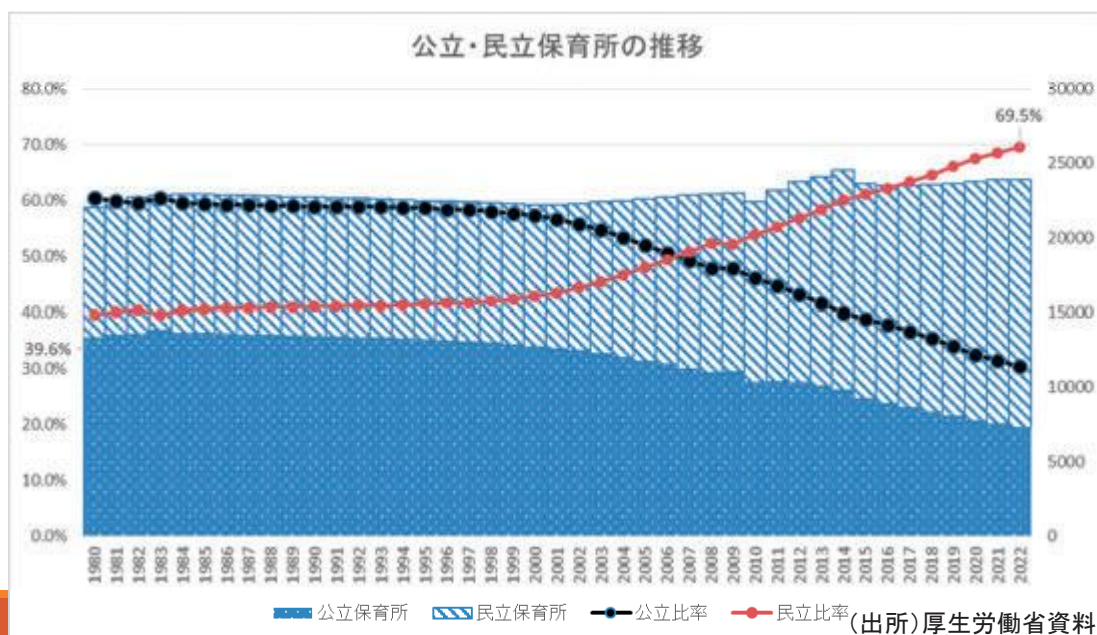


5

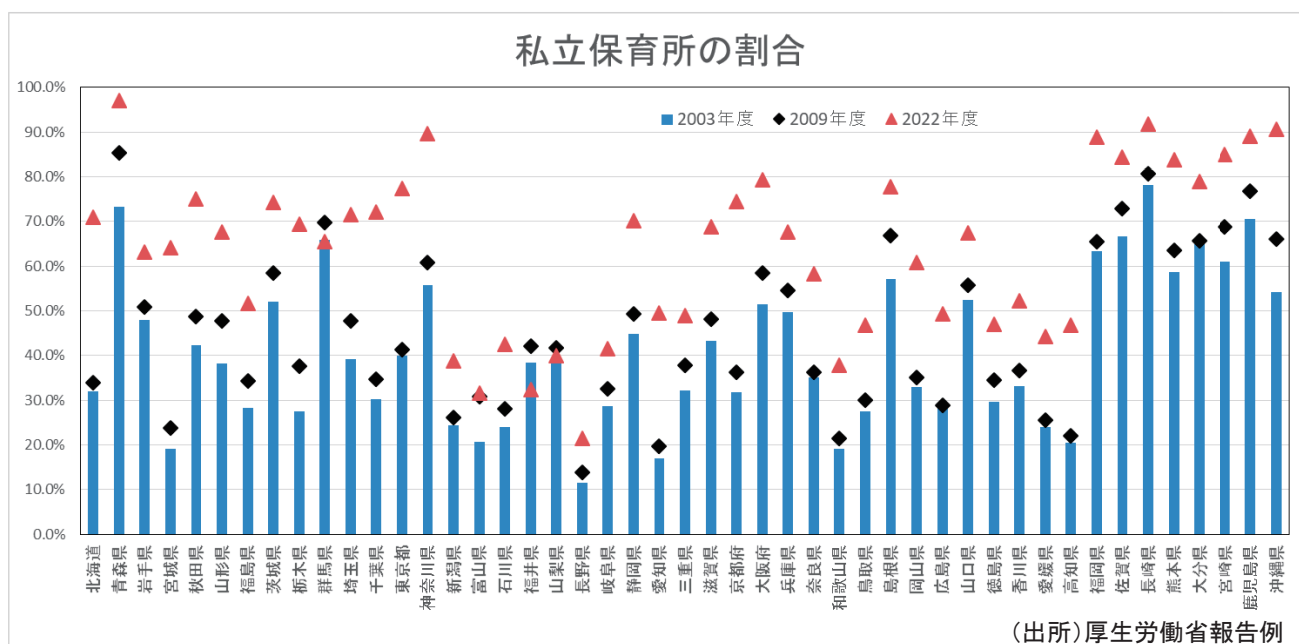


6

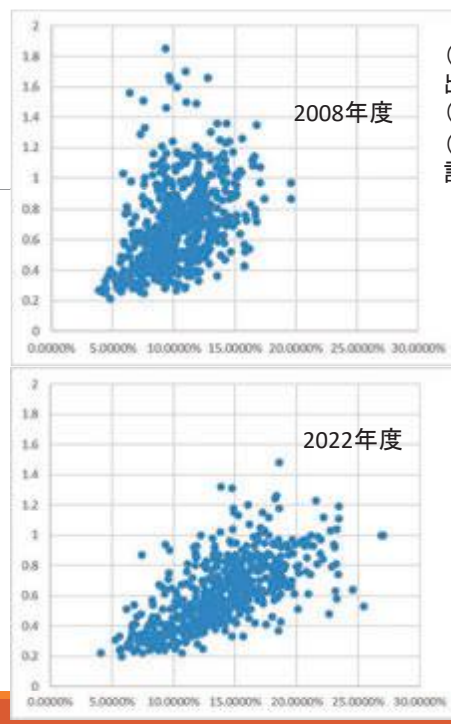
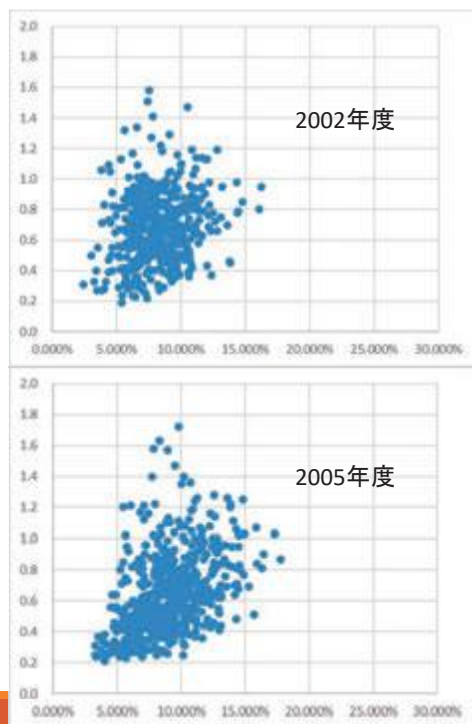
背景3:自治体の保育行政に係る財政運営の状況



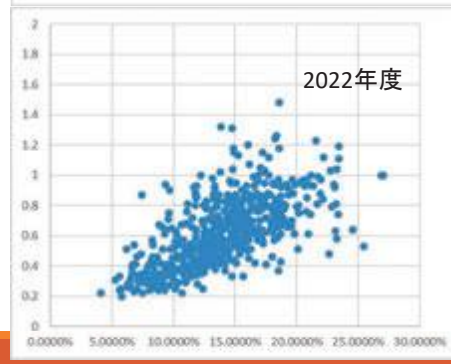
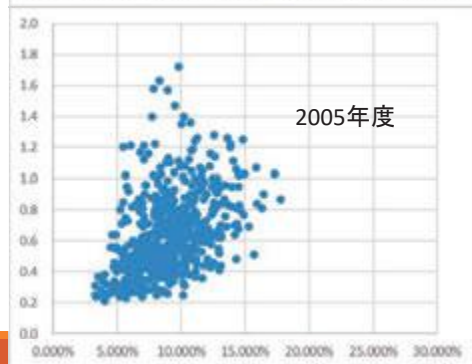
7



8



(横軸)児童福祉費対歳出総額の割合
(縦軸)財政力指数
(データ)市町村決算統計(都市)



9

2. 保育所をめぐる改革の概要

10

保育制度改革 一規制緩和(～2011年度)

年度	規制緩和事項
1998年度	短時間勤務保育士の導入容認／給食調理の業務委託容認 定員超過入所の規制緩和(定員の弾力化)－年度当初10%、年度途中15%(育休明け20%)
1999年度	定員超過入所の規制緩和の拡大－年度当初15%、年度途中25%(育休明けに産休明けを加え規制撤廃)
2000年度	保育所の設置主体の制限撤廃
2001年度	短時間勤務保育士の割合拡大(定員超過分) 定員超過入所の規制緩和の拡大－年度後半の制限撤廃
2002年度	保育所の分園の条件緩和と一定員規制および分園数規制の緩和 短時間勤務保育士の最低基準上の保育士定数2割未満の規制撤廃
2003年度	児童福祉施設最低基準緩和－保育所の防火・避難基準緩和
2006年度	認定こども園の制度化－実質的な規制緩和による保育に欠ける子の受入可能化
2010年度	定員超過入所の規制緩和の拡大－年度当初の規制撤廃 給食の外部搬入の容認化－3歳以上児・公私ともに
2011年度	最低基準の廃止・地方条例化に関わる地域主権一括法の成立(2011年4月)・2013年3月末日までに、都道府県・政令市・中核市で条例化

2004年度 公立保育
所運営費一般財源化

(出所) 全国保育団体連絡会・保育研究所編『保育白書2011』81頁より筆者作成

11

公立保育所の費用負担構造(一般財源化前)

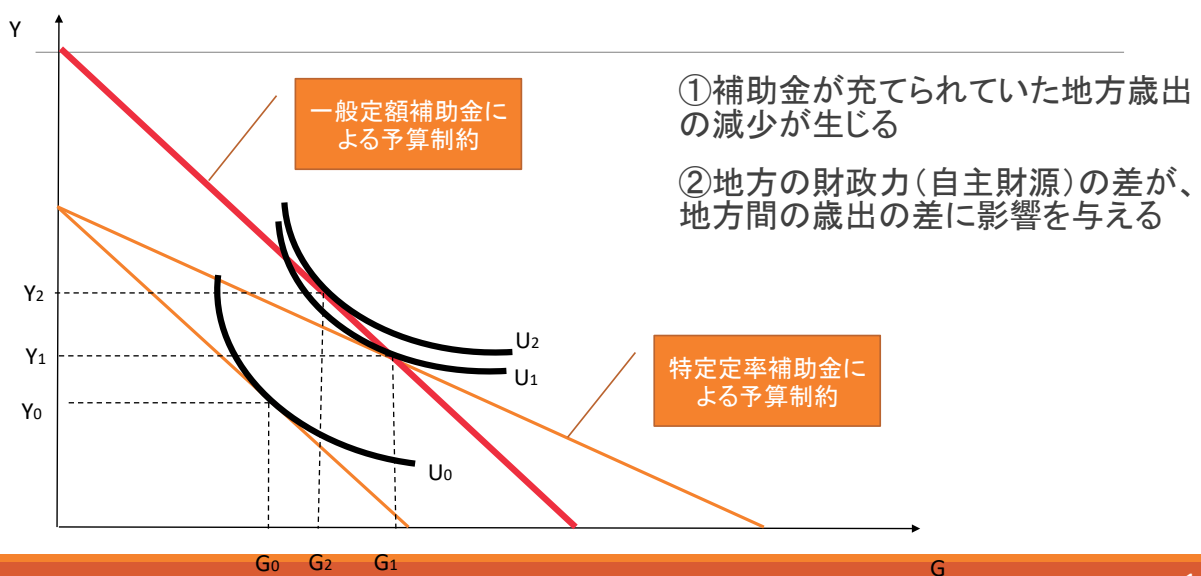
α : 国基準保育所運営経費							
$\beta: \alpha \times 1/2$		$\alpha \times 1/2$					
市 β の 1/4	県 β の 1/4	国 β の1/2	保育料				
市	県	国	保育料実収入	保育料軽減分 保育料未納分	超過負担	補助事業 裏負担分	他の財源(県 補助等)
				保育所の実運営経費			

12

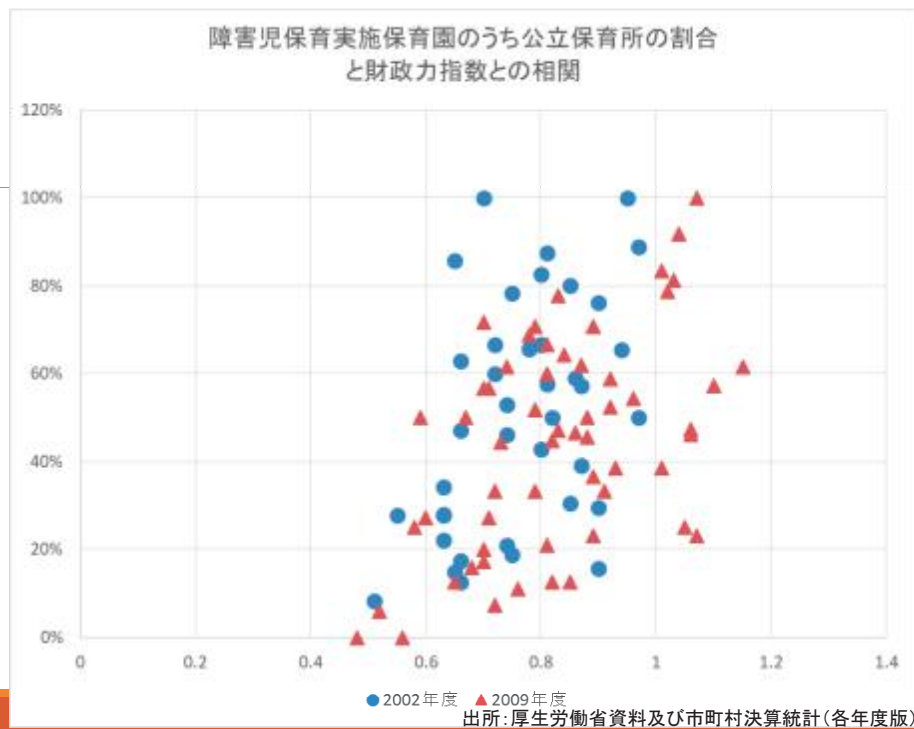
3.改革による保育行政への影響

13

一般財源化の経済理論



14



15

一般財源化による保育行政への影響 — 回帰モデル

$$y_{it} = (\alpha_1 + \alpha_2 IPPAND) FISCAL_{it} \\ + (\beta_1 + \beta_2 IPPAND) POP15_{it} + x_{it} \delta + \gamma_i + \varepsilon_{it}$$

16

	(1) 公立保育所の割合	(2) 公立保育所利用者割合	(3) 公立保育所当たりの子どもの数	(4) 延長保育実施割合	(5) 一時保育実施割合
財政力指数	-0.311*** (0.090)	-0.245*** (0.081)	44.024 (14.664)***	-0.010 (0.365)	1.082*** (0.212)
財政力指数×一般財源化ダミー	-0.055** (0.024)	-0.044** (0.022)	4.553 (3.954)	-0.270*** (0.098)	-0.055 (0.057)
経常収支比率	-0.0002 (0.0009)	-0.001 (0.0008)	-0.470*** (0.140)	-0.009*** (0.003)	-0.001 (0.002)
経常収支比率×一般財源化ダミー	-0.0005 (0.0003)	-0.0004 (0.0003)	-0.004 (0.056)	-0.002* (0.001)	0.00003 (0.0008)
15歳未満人口比率	-0.385 (0.623)	0.897 (0.560)	574.461*** (101.879)	8.950*** (2.536)	-4.014*** (1.473)
15歳未満人口比率×一般財源化ダミー	0.602** (0.270)	0.483** (0.242)	-2.013 (44.050)	3.335*** (1.097)	0.434 (0.637)
サンプルサイズ	289	289	289	289	289
ハウスマン検定: chi2	32.51	28.38	21.40	15.44	81.94
ハウスマン検定: Prob>chi2	0.0000	0.0001	0.0007	0.0086	0.0000
(注1) 括弧内は標準誤差。					
(注2) ***は1%水準、**は5%水準、*は10%水準でそれぞれ有意な推計値を表す。					

17

児童措置費の単位費用の推移

(単位:千円)	総額	特定財源等	一般財源	単位費用 (一般財源 ÷100,000)
2003年度	756,611	559,197	197,414	1,974
2004年度	794,379	380,227	414,152	4,142
2007年度	910,139	406,379	503,760	5,038

出所: 地方財務協会『地方交付税制度解説(単位費用篇)』(各年度版)

18

単位費用/社会福祉費と保育所運営費

(単位:円)	社会福祉費単位費用	うち保育所運営費
2004年度	11,100	3,799
2005年度	12,100	4,385
差	1,000	586

(出所) 林(2005)5頁より筆者作成

19

社会福祉費の密度補正(2007年度)

【保育所分】

$$= \frac{1}{A \times 14,800 \text{円}} \times \left\{ \left(B_{\text{公}} \times \alpha_{\text{公}} - 610 \text{人} \times \frac{A}{100,000 \text{人}} \right) \times C_{\text{公}} \right. \\ \left. + \left(B_{\text{私}} \times \alpha_{\text{私}} - 1,008 \text{人} \times \frac{A}{100,000 \text{人}} \right) \times C_{\text{私}} \right\}$$

20

社会福祉費の密度補正(2023年度)

【施設型給付費(2・3号認定子ども)分】

$$= \frac{1}{A \times 28,300 \text{円}} \times \left\{ \begin{aligned} & \left(B_{\text{公}1} \times \alpha_{\text{公}1} - 178 \text{人} \times \frac{A}{100,000 \text{人}} \right) \times 1,567,921 \text{円} \\ & + \left(B_{\text{公}2} \times \alpha_{\text{公}2} - 353 \text{人} \times \frac{A}{100,000 \text{人}} \right) \times 717,803 \text{円} \\ & + \left(B_{\text{私}1} \times \alpha_{\text{私}1} - 622 \text{人} \times \frac{A}{100,000 \text{人}} \right) \times 391,980 \text{円} \\ & + \left(B_{\text{私}2} \times \alpha_{\text{私}2} - 942 \text{人} \times \frac{A}{100,000 \text{人}} \right) \times 179,451 \text{円} \\ & + \left(B_{\text{障}} + C_{\text{障}} - 47 \text{人} \times \frac{A}{100,000 \text{人}} \right) \times 1,565,036 \text{円} \end{aligned} \right\}$$

21

4. まとめとして

- 自治体の財政力の格差や財政状況が保育所運営やサービスの格差をもたらしている。
- 人口構成も自治体の保育所運営に影響を与える。
- 公立保育所運営費の一般財源化は保育所運営に一定の影響を与えた。
- 財政力の差による保育行政の弊害を見極める必要がある。

22

参考文献

秋吉貴雄(2018)「公立保育所民営化政策形成過程における政策学習:東京都国立市を事例として」『公共選択』69、40-59。

江口和美(2020)「交付税措置による教育施策推進の有効性に関する研究:市町村教育委員会の予算編成過程に関する調査報告を中心に」『早稲田大学大学院教育研究科紀要』28(1)、35-46。

木村雅英・杉山隆一(2009)「第4章 保育所運営と財政 第1節 保育所財政と公的責任」杉山隆一・田村和之編『保育所運営と法・制度—その解説と活用』新日本出版社、145-157。

栗山久範(2020)「地方単独事業の地域差と財源保障—義務教育費を中心に—」『人間社会環境研究』40、1-17。

小林庸平・林正義(2011)「一般財源化と高齢化は就学援助制度にどのような影響を与えたのか？」『財政研究』7、160-175。

林克(2005)「公立保育所運営費の一般財源化と超過負担解消めざす運動を考える(上)」『保育情報』344、2-6。

林正義(2024)「地方交付税と一般財源化」『地方財政』9月号、4-22。

福田素生(2002)「保育サービスの供給—費用面からの検討を中心に—」国立社会保障・人口問題研究所編『少子社会の子育て支援』東京大学出版会、265-289。

的場啓一(2007)「保育行政のミスマッチはなぜ起きるのか?—少子化対策と三位一体改革の影響—」『経済学研究』38、43-64。

Ahlin, A. and E. Mork (2008), "Effects of decentralization on school resources", *Economics of Education Review*, 27, 276-284.

こども・子育て政策に関する政府間財政関係の改革

—三位一体改革期の国庫補助負担金改革とその後の展開—

地方行財政ビジョン研究会(第4回)
2024年11月15日

東海大学政治経済学部政治学科

特任講師 原田 悠希

harada.yuki.h@tokai.ac.jp

三位一体改革期の国庫補助負担金改革
【こども・子育て政策に関する政府間財政関係の改革】

1. 1. 問題意識(こども・子育て政策に関する政府間財政関係への着目)

【理論】

- 所得再分配機能を果たす現金給付の社会保障制度は中央政府が主として担い、対人社会サービスの提供により資源配分機能も併せ持つ現物給付の社会保障制度は地方政府が主として担うべき。

※所得再分配政策を地方自治体ごとに実施すれば、政策の手厚い地方への貧困者の流入、富裕者の流出という人口移動が生じてしまう。一方、地域社会の生活実態に応じた現物給付は地方自治体が積極的に役割を果たしうる。

【現実】

- 日本の社会保障制度には、全国一律の基準での現金給付施策を含めて、実施事務を地方自治体が担い、財源においても地方負担がある制度が数多く存在。
多額の地方負担により、地方財政が社会保障制度を支えている実態にある。

⇒ 現在の社会保障制度に関する政府間財政関係が、どのような過程を経て構築されてきたのかを論ずる研究は限られている。

【本報告の内容・目的】

- 三位一体改革期の国庫補助負担金改革を題材に、こども・子育て政策に関する政府間財政関係の改革について、政策決定過程の分析を実施。

⇒ 理論から乖離した現実の制度の構築過程を明らかにすることには、今後のこども・子育て政策における国と地方の役割分担のあり方を議論するに当たって、重要な意義あり。

3

1. 2. 国庫補助負担金改革の理論と実際

【理論】

- 三位一体改革は、「国庫補助負担金、地方税、税源移譲を含む税源配分のあり方を三位一体で検討」するもの。分権推進の立場から見た場合、国庫補助負担金改革の重要な目的は、税財政制度面での地方の権限と責任を拡大すること。

⇒ 国庫補助負担金の中でも、廃止・削減によって地方の自由度が高まる事務、地方が創意工夫できる事務から改革の対象として選定すべき。

※ 「地方の努力の余地がない全国一律の金銭給付は国費で行い、地域で工夫できる対人サービスは地方負担で行うのがよい」(岡本2007:82-83)。

※ 神野直彦先生も、財政理論を踏まえてこうした考え方を支持し、「参加」型の生活保障を構築していくべきと主張(神野編2006:4-8)。

【こども・子育て政策への理論のあてはめ】

	理論に即した対応	考え方
現金給付 (児童手当・児童扶養手当)	国庫負担金(高率)の維持 ※ 負担率の引き下げは容認不可	国が法令で支給要件・給付額を決めていて地方の自由度がないに等しく、地方自治体は制度設計への関与や実施における創意工夫ができない
現物給付 (保育所運営費)	一般財源化 または 国庫負担率の引き下げ	国が法令で定めているのは守らなければならない基準や、実施しなければならない事務であって、実施方法は地方自治体に創意工夫の余地がある

4

1. 2. 国庫補助負担金改革の理論と実際

【実際の政策決定過程】

◆三位一体改革期の主な議論の経過(国庫補助負担金の改革関係)

日時	経過
2001年6月14日	地方分権推進委員会・最終報告
7月3日	地方分権改革推進会議発足
2002年5月21日	片山試案の提示(経済財政諮問会議平成14年第13回)
6月25日	骨太の方針2002(閣議決定)【三位一体の改革の実施決定】
2003年6月18日	総理指示(3年で4兆円の国庫補助負担金の廃止縮減)
6月27日	骨太の方針2003(閣議決定)【数値目標・期限の設定】
11月18日	総理指示【2004年度に1兆円の国庫補助負担金の廃止縮減】
12月19日	三位一体の改革に関する政府・与党協議会による取りまとめ (※公立保育所運営費のみの一般財源化(私立は維持)) 1,661億円
2004年5月28日	総理指示【残る3兆円の改革と地方団体への削減案作成依頼】
6月4日	骨太の方針2004(閣議決定)
11月26日	「三位一体の改革について」(政府・与党) (※国民健康保険への都道府県負担の導入) 5,449億円
2005年4月20日	生活保護費及び児童扶養手当に関する関係者協議会(第1回)
6月21日	骨太の方針2005(閣議決定)
11月25日	生活保護費及び児童扶養手当に関する関係者協議会(第9回)
11月30日	「三位一体の改革について」(政府・与党) (※生活保護に関する改革の回避、児童扶養手当・児童手当の国庫負担率の大幅引き下げ)

[出所] 筆者作成

児童扶養手当1,805億円(3/4→1/3)、児童手当1,578億円(2/3→1/3)

⇒ 実際の改革の帰結は一貫しているとはいえない状況。こども・子育て政策に関しても、児童扶養手当・児童手当の国庫補助率の大幅引き下げのように、地方分権推進という趣旨に沿わないものが存在。

5

1. 3. リサーチ・クエスチョン・方法

【リサーチ・クエスチョン】

Q 三位一体改革期に、何故、こども・子育て政策に関する政府間財政関係について、地方分権推進の趣旨に沿わない改革が行われることとなったのか？

※ 地方財政制度に責任を持つ総務省は、地方自治体の利益の代弁者・擁護者として、改革を地方分権推進の趣旨に沿って進めるべく政府部内で行動している(西尾2001:89-90)はずなのに、実際の改革の帰結はそうっていない。

【方法】

- 社会保障制度に関する政府間財政関係の改革においては、総務省、財務省及び厚生労働省の3省庁による折衝過程が重要となる。改革項目の決定にあたっては、最終的な結論に3省庁の全てが合意する必要がある。
- 財務省と厚生労働省が地方分権推進の趣旨に沿わない改革に前向きな中で、最終的な帰結を踏まえると総務省が政府部内で妥協をした(消極的に受け入れた)ことになるが、自治制度官僚がどのようなアイディアの下、どのような判断をしたのかについては、必ずしも全てが明らかにされている訳ではない。

※ 改革に直接携わった当事者が事後的に作成する記録は、様々な配慮から修辭的な文言が延々と述べられたり、肝心の部分が曖昧化されていたりすること多い。また、必ずしも行政内部における折衝過程・意思決定過程の全てが残されているわけではなく、自らにとって都合の悪い事実は積極的に記述されないという傾向も存在(飯尾2019:13)。

⇒ 文献の収集・調査に加え、当時政策決定に携わった自治制度官僚への直接のヒアリング調査を併せて実施。

6

1. 4. ヒアリング調査

- 地方公共団体金融機構「若手研究者のための地方財政研究助成事業」の助成を受け、2023年10月～12月に三位一体改革に課長級職員として改革に関与した自治制度官僚4名へのヒアリング調査を実施。

◆ヒアリング対象者

氏名	調査時点の役職	採用年次	本稿に関係する職位等
岡本 全勝	公益財団法人全国市町村研修財団市町村職員中央研修所学長	昭和53年	総務省大臣官房総務課長、復興庁事務次官等を歴任
佐藤 文俊	地方公共団体金融機構理事長	昭和54年	総務省自治財政局調整課長、総務事務次官等を歴任
平嶋 彰英	立教大学経済学部経済研究所研究員	昭和56年	内閣府地方分権改革推進会議事務局参事官等を歴任
務台 俊介	衆議院議員	昭和55年	総務省自治財政局調整課長等を歴任

[出所] 筆者作成

※ 4名はいずれも在職中から書籍や専門誌の記事を通じて、改革に関する論考を発表されている方々。対象者が関わった政策決定過程はそれぞれ少しずつ異なっているため、ヒアリングは半構造化インタビューの形式で実施。

※ ヒアリング記録は、地方公共団体金融機構ホームページにおいて公開済。

<https://www.jfm.go.jp/support/research/josei.html>

7

2. ヒアリング結果

2. 1. 国庫補助負担金改革における改革方針（現金給付と現物給付の別）

Q 従前にはない規模で国庫補助負担金改革を進めていくに当たって、自治制度官僚はどのような方針を立てて改革に臨もうとしていたのか？

- ・「現金給付と現物給付では性格が違う…金銭給付で所得再配分みたいなものは国の責任が大きい分野で地方の裁量が小さい。これをいじってみても、お金を通じたコントロールを縮小しようという意味では、あんまり効果がない…一方で現物給付の方は、地方のやり方の自由度が増せば実態に即したサービス提供が可能になってきて、地方の裁量が大きくなると現実に合った望ましい結果が得られる」(佐藤文俊)

⇒ 現金給付と現物給付で対応が違い、「地方の努力の余地がない全国一律の金銭給付は国費で行い、地域で工夫できる対人サービスは地方負担で行うのがよい」との考え方

2. 2. 経済財政諮問会議における数値目標・期限の設定の影響

Q 数値目標・期限の設定は、三位一体改革の帰結にどのような影響を与えたのか？

- ・「分権を推進しようという立場からすると、この4兆円3兆円という目標設定のやり方は、乱暴だけれども良かった…これをしなかったら、殆ど出来なかったのではないかな」(佐藤文俊)
- ・「目標が掲げられてしまったから、それを達成しなくてはいけないということで、最後は数字合わせになってしまった」(佐藤文俊)、「最後は目標額を何とか達成しないと格好が付かないということで、色々と妥協をしながら改革内容が決まっていた」(務台俊介)

⇒ 改革を牽引する役割を果たした一方で、自治制度官僚にとって数値目標達成のために地方分権推進の趣旨に沿わない改革内容を容認せざるを得なくなった要因

8

2. ヒアリング結果

2. 3. 公立保育所運営費のみの一般財源化(2004年度予算)

Q 公立のみの一般財源化、私立は存置という帰結に至った保育所運営費の改革について、当時どのように考えていたのか？ 【※理論的には、現物給付であり一般財源化になじむ】

- ・「私立については厚労省が勘弁してくれと言ったから」(平嶋彰英)、「私立については、自民党に対して政治的に非常に力が強い」(務台俊介)、「1兆円達成するのに民間まで出すことないよという数字合わせ」(佐藤文俊)

⇒ 自治制度官僚は、私立も含めて保育所運営費は全て一般財源化すべきと考えていたが、厚生労働省との調整や、私立保育所の政治力の結果として、地方自治体が運営主体で一般財源化しやすい公立のみという帰結となっている

2. 4. 児童扶養手当・児童手当の国庫負担率の大幅引き下げ(2006年度予算)

Q なぜ、最も地方に裁量がない現金給付の改革という帰結を自治制度官僚は許容したのか？ 【※理論的には、現金給付であり、国庫委託金・高率の国庫負担金になじむ】

- ・「生活保護が現状維持になって、そこでぴょっと出てきたのが児童手当・児童扶養手当で、だからいわば生活保護の身代わり」、「もうみんな疲れ切っている…最後のどん詰まりで、ここまで来たらもう数字を合わせなくちゃなんない…やむを得ないという判断」(佐藤文俊)
- ・「やむなく同額捻出できるものを持ってきた…数合わせ。厚生省も反対しない」(務台俊介)

⇒ 自治制度官僚は、地方分権推進の趣旨に沿わない改革であることを自覚しつつも、政府全体での数値目標達成のために妥協をせざるを得なかった

9

2. ヒアリング結果

2. 5. 国庫負担金の引き下げと地方交付税制度との関係

Q 児童扶養手当・児童手当の国庫負担率の大幅引き下げに関し、何故、最終的に自治制度官僚が国庫負担率の引き下げを受け入れることが可能であったのか？

- ① 国庫負担金対象経費のうちの地方自治体負担分(いわゆる裏負担分)については、地方交付税の仕組みを活用して厳密に財源保障を行うことが企図されている。

⇒ 負担率の引き下げを行った場合、地方自治体の裏負担は増加するが、その時には基準財政需要額が増額となり、地方交付税制度の中で事務の実施に必要な財源が手当される仕組み。2006年度は、基準財政需要額の算定方法の見直しも実施。

⇒ 地方交付税制度を通じて財源保障の仕組みを維持していくことが可能。この結果、多くの自治体の財政運営に直接的支障が生じず、実務的に大きな不満も出てこない。

- ② 交付税制度で財源保障をしていく場合、個別の地方自治体ごとにみると、財政力の違いによって配分される額が異なってくる。特に、東京都などの不交付団体にとってみれば、国庫負担率の引き下げは、その分の国からの移転財源の減少に直結。

⇒ 自治制度官僚は財政力のある自治体への移転財源の減少を問題視していない。

(※)「地方全部ではなく、東京都が傷むだけだったらしょうがないという気持ち…余裕があるとみんな思っていたから。この問題の裏面史みたいになっちゃうけれど」(平嶋彰英)、「超過財源ある…結果オーライ」(務台俊介)

10

3. ヒアリング調査のまとめ

- こども・子育て政策に関する三位一体改革期の国庫補助負担金改革の内容について、政策決定過程における自治制度官僚の対応と政府間財政関係の理論との関係に沿って整理すると、以下のとおり。

◆ヒアリング調査のまとめ

改革の内容	自治制度官僚の対応
・公立保育所運営費のみの一般財源化	政府間財政関係の理論通りの改革内容を実現(公立分) ※私立分については改革対象とならず
・児童扶養手当・児童手当の国庫負担率の大幅引き下げ	政府間財政関係の理論に反することを認識しつつ、政策決定過程において妥協 ※地方交付税制度を通じた財源保障を模索

[出所] 筆者作成

⇒ 現在のこども・子育て政策に関する政府間財政関係は、関係省庁間の妥協の産物の結果として構築されたものであり、必ずしも現行制度を自明の前提とする必要はないことに留意。

11

三位一体改革後の展開
【社会手当(児童扶養手当・児童手当)、保育所運営費】

12

4. 社会手当(児童扶養手当・児童手当)

- 社会手当は法の定める所定の支給事由を満たす場合に、定型的に現金給付をする社会保障制度。理論と異なり、実施事務を地方公共団体が担い、財源においても地方負担が存在しているものがある。

(例) 児童手当(中学校卒業までの児童を養育する父母等に対し、月額15,000円等を支給)
 児童扶養手当(ひとり親家庭に対し、月額45,500円等を支給)
 特別児童扶養手当(障害児を家庭で監護・養育する父母等に対し、月額55,350円等を支給)
 年金生活者支援給付金(年金を含めても所得が低い者に対し、月額5,310円等を支給)

◆社会手当の事務の実施主体と財源の構成

	地方公共団体が支給事務を実施			国が支給事務を実施	
	児童扶養手当法	特別児童扶養手当等の支給に関する法律		児童手当法	年金生活者支援給付金の支給に関する法律
社会手当の名称	児童扶養手当	特別児童扶養手当	障害児福祉手当・特別障害者手当	児童手当	年金生活者支援給付金
事務の実施主体	都道府県・市区・福祉事務所設置町村 [法定受託事務]	都道府県・政令指定都市 [法定受託事務]	都道府県・市区・福祉事務所設置町村 [法定受託事務]	市区町村 [法定受託事務]	国(日本年金機構に事務を委託) [国直轄]
財源の構成	国:1/3 地方:2/3 [国庫負担金]	国:10/10 [国庫委託金]	国:3/4 地方:1/4 [国庫負担金]	国:2/3 地方:1/3 [国庫負担金]	国:10/10 [国直轄]

[出所] 筆者作成

13

◆社会手当の国庫負担率の変遷

	児童扶養手当法 児童扶養手当	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 特別児童扶養手当	障害児福祉手当・特別障害者手当(注1)	児童手当法 児童手当(注2)
1960年代	1961(昭和36)年 :10/10[国庫委託金]	1964(昭和39)年 :10/10[国庫委託金]		
1970年代			1975(昭和50)年 :8/10[国庫負担金]	1971(昭和36)年 :2/3[国庫負担金]
1980年代	↓ 1985(昭和60)年 :8/10[国庫負担金] ↓ 1986(昭和61)年 :7/10[国庫負担金] ↓	↓	↓ 1985(昭和60)年 :7/10[国庫負担金] ↓	↓
1990年代	1989(平成元年)年 :3/4[国庫負担金]		1989(平成元年)年 :3/4[国庫負担金]	
2000年代	↓ 2006(平成18)年 :1/3[国庫負担金]		↓	↓ 2006(平成18)年 :1/3[国庫負担金] ↓
2010年代	↓		↓	2012(平成24)年 :2/3[国庫負担金]
2020年代	↓		↓	↓

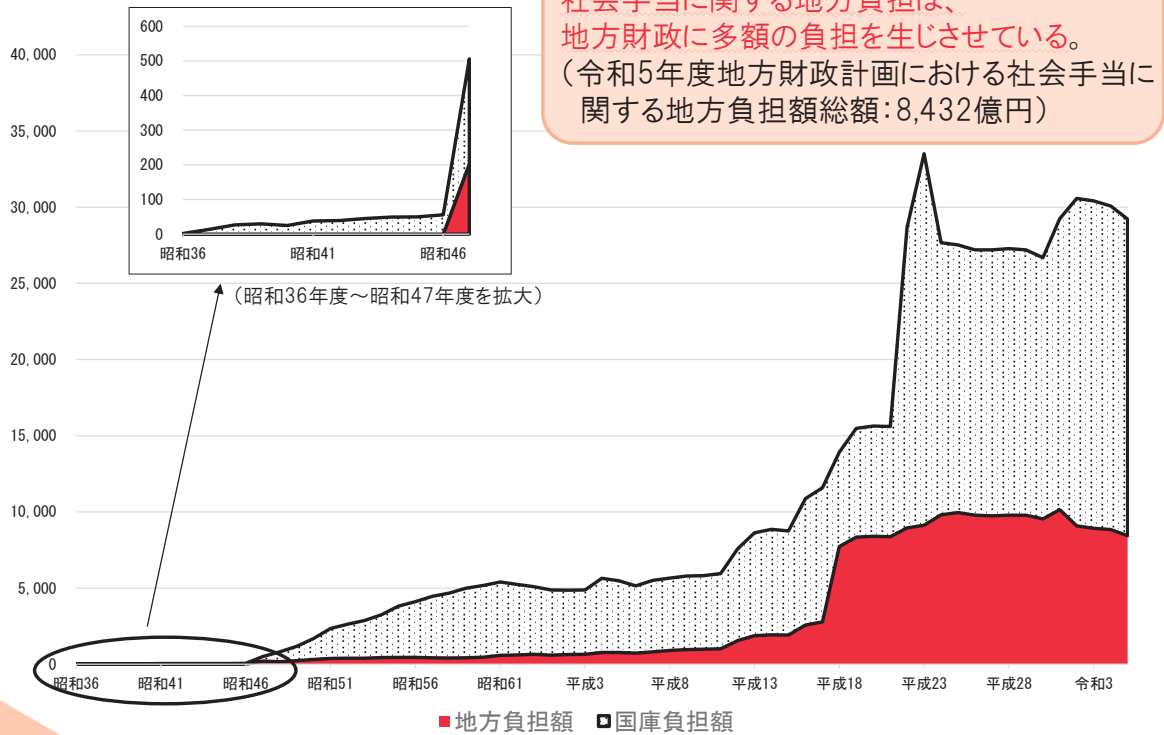
[出所] 筆者作成

(注1) 1985年(昭和60年)の制度再編前は福祉手当。

(注2) 子ども手当を除く。また、国庫補助率は、事業主拠出金の含まれない全額公費負担の場合の国庫補助率。

14

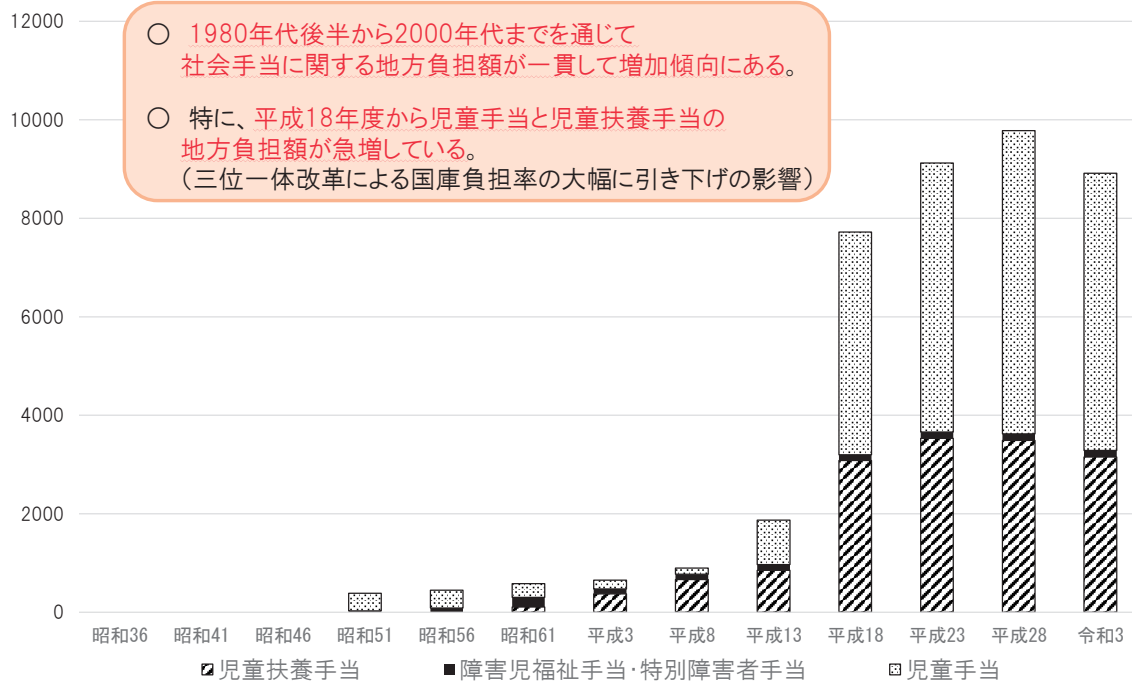
◆社会手当関係経費の国庫負担額・地方負担額の推移



[出所]各年度の政府予算書・地方財政計画を基に筆者作成(単位:億円)

15

◆社会手当関係経費の地方負担額の推移(5年ごと制度別)



[出所]各年度の政府予算書・地方財政計画を基に筆者作成(単位:億円)

16

◆社会手当地方負担額が地方交付税総額に占める割合の推移



[出所]各年度の政府予算書・地方財政計画を基に筆者作成(単位:億円)

17

◆児童手当の拡充(令和6年改正法)と地方財政

- 2024年10月施行(拡充後の初回の支給は2024年12月)
 - ・所得制限の撤廃
 - ・支給期間の18歳の年度末までの延長
 - ・第3子以降の支給額増額
 - ※財源として「こども・子育て支援金制度」を創設
- 令和6年改正法では、児童手当の財源構成割合の見直しが実施。

	現行制度	改正後
3歳未満の被用者	拠出金 : 7/15 国 : 16/45 地方 : 8/45	支援納付金 : 3/5 拠出金 : 2/5
3歳未満の非被用者	国 : 2/3 地方 : 1/3	支援納付金 : 3/5 国 : 4/15 地方 : 2/15
3歳以上の被用者・非被用者	国 : 2/3 地方 : 1/3	支援納付金 : 1/3 国 : 4/9 地方 : 2/9
特例給付(所得制限を超える者への給付)	国 : 2/3 地方 : 1/3	— (所得制限撤廃による廃止)

(注) 改正後については、2028年度以降の本則ベースの負担割合。地方負担は、都道府県・市町村の折半。公務員については、改正前後ともに所属庁による全額負担であり記載を割愛。

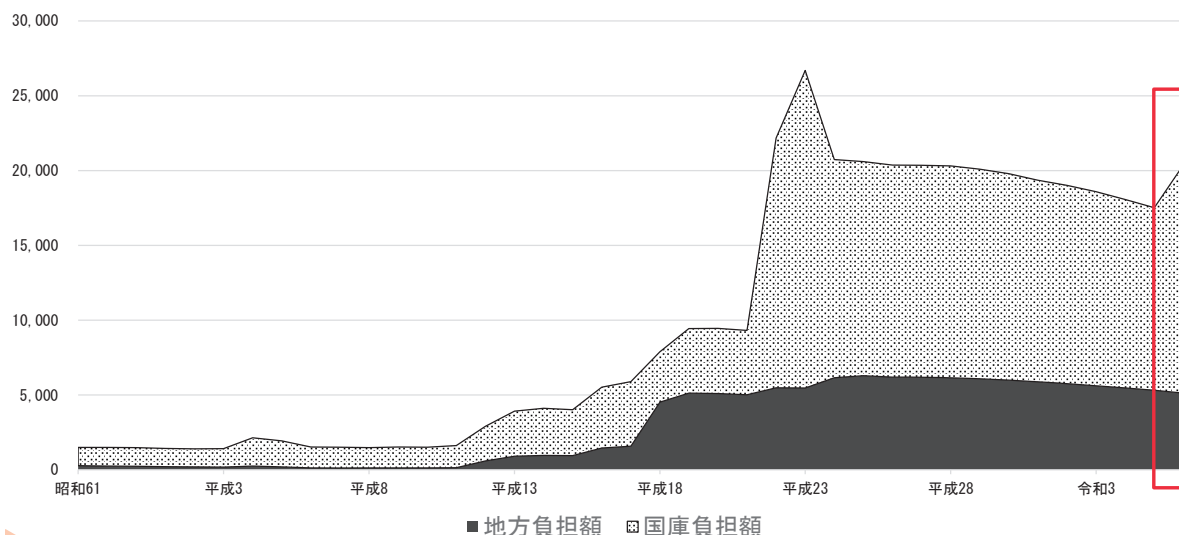
[出所]令和6年改正法に基づき筆者作成

18

◆児童手当の拡充(令和6年改正法)と地方財政 (続き)

- 財源構成割合の見直しが行われたものの、児童手当の制度全体が拡充されているため、地方負担の総額は同水準で維持の状況
(令和6年度地方財政計画における地方負担額：5,127億円)

図 児童手当関係経費の国庫負担額・地方負担額の推移



[出所]各年度の政府予算書・地方財政計画を基に筆者作成(単位:億円)

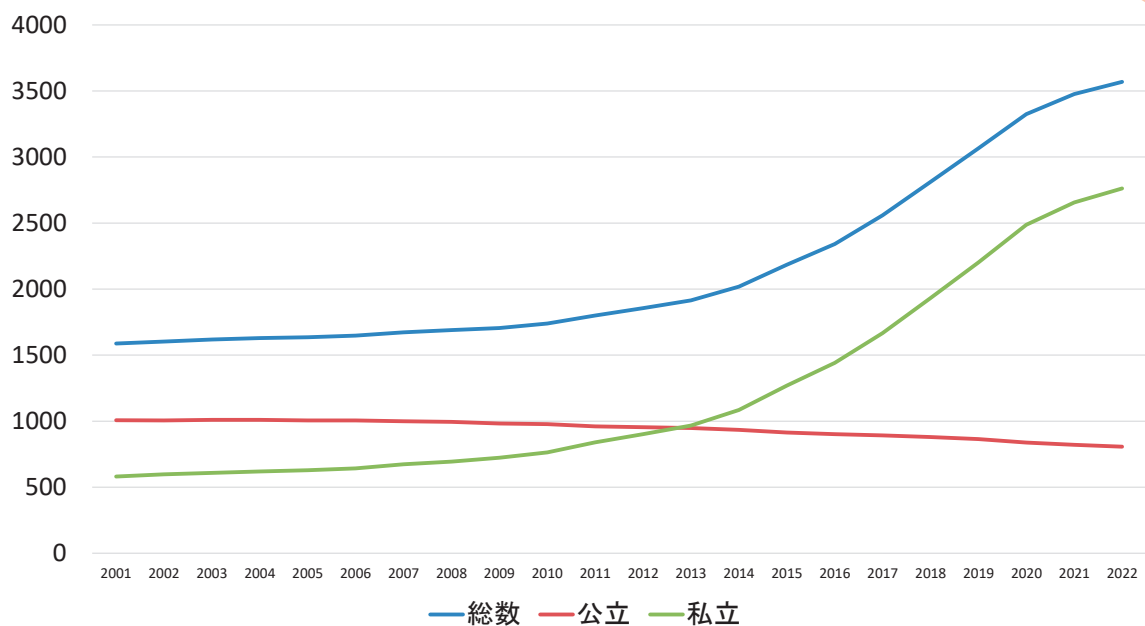
19

5. 保育所運営費

- 公立保育所運営費の一般財源化は、理論的には公立保育サービスの減少に繋がるもの(関口2006:45-48)。
 - また、結果的に私立保育所への国庫負担が維持されたことを踏まえれば、保育サービスの供給主体を公立から私立へ移行させる効果が、理論的にはあるものと考えられる。
- ⇒ 当時の三位一体改革期の政策決定過程の帰結が、その後の保育行政にどのような影響を及ぼしたのかは大変興味深い論点であると考えており、今後の研究課題と考えている。
- ※ 待機児童解消に向けた取組等が進められた時期であり、三位一体改革の帰結との直接的な因果関係を明らかにすることは難しいが、公立保育所運営費のみの一般財源化の影響を受けやすいと考えられる東京都の保育所の施設数・児童定員の経年変化を次頁・次々頁に記載。

20

◆東京都の保育所の施設数の経年変化(2001年～2022年)

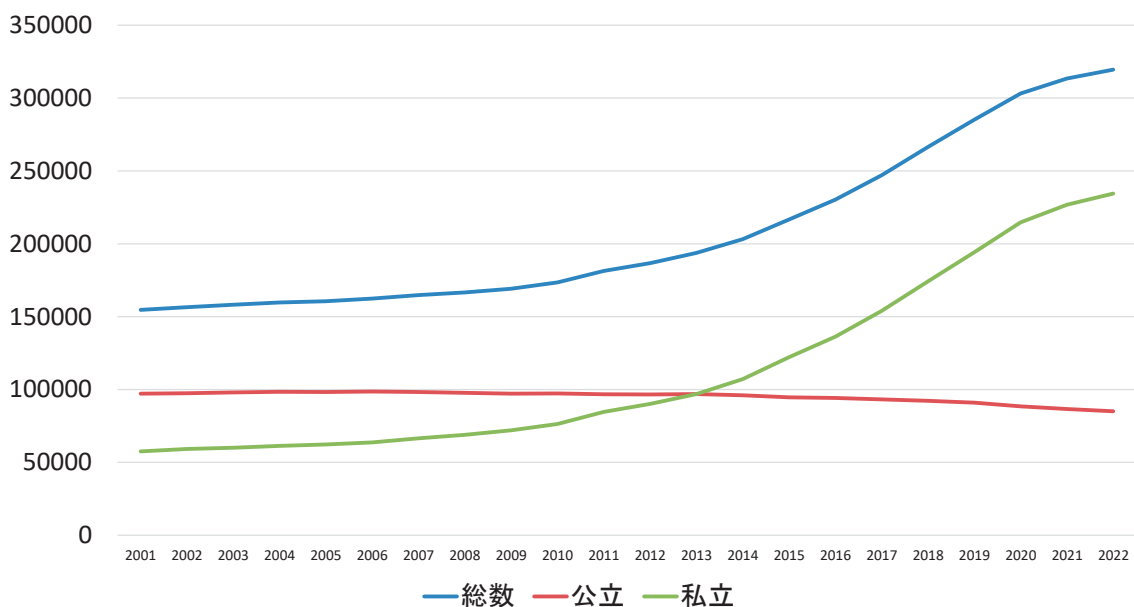


	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
総数	1588	1603	1619	1629	1635	1648	1673	1689	1705	1740	1800	1855	1915	1919	2184	2342	2558	2811	3066	3325	3477	3569
公立	1007	1005	1010	1010	1006	1006	1000	995	982	977	961	954	948	935	914	901	892	880	864	838	821	807
私立	581	598	609	619	629	642	673	694	723	763	839	901	967	1084	1270	1441	1666	1931	2202	2487	2656	2762

[出所] 東京都統計年鑑を基に筆者作成

21

◆東京都の保育所の児童定員の経年変化(2001年～2022年)



	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
総数	154648	156532	158106	159715	160616	162357	164807	166552	169184	173532	181384	186698	193757	203170	216699	230334	247105	266473	285121	303093	313364	319510
公立	97126	97407	98018	98475	98321	98618	98243	97654	97144	97251	96736	96547	96850	96036	94584	94154	93188	92231	90960	88461	86641	85066
私立	57522	59125	60088	61240	62295	63739	66564	68898	72040	76281	84648	90151	96907	107134	122115	136180	153917	174242	194161	214632	226723	234444

[出所] 東京都統計年鑑を基に筆者作成

22

6. 本報告のまとめ・補論

【本報告のまとめ】

- 国庫補助負担金の有無による地方自治体の政策決定への影響に関し、本報告の内容から得られる知見を整理すると以下のとおり。

国庫補助負担金の有無による地方自治体の政策決定への影響	
現金給付 (児童手当・ 児童扶養手 当など)	・ 国が法令で支給要件・給付額を決めている限りにおいて影響はなし (自治体を実施しない選択肢なし) ・ 負担率・補助率が低率の場合に、裏負担として地方交付税制度に影響が出ること、とりわけその影響が財政力の豊かな自治体に生じることについて留意が必要。
現物給付 (保育所運 営費など)	・ 実施方法について地方自治体に創意工夫の余地がある場合、一律に一般財源化されることが望ましい ・ 類似施策で、国庫補助負担金の有無が混在してしまう場合、自治体の政策判断に影響が生じることについて留意が必要。

[出所] 筆者作成

【補論】

- 本報告において取り扱うことができなかった、こども・子育て政策に関する政府間財政関係に関して留意しなければならないと考えている点は以下のとおり。
 - ・ こども家庭庁による地方自治体向けの奨励的補助金の扱い
 - ・ こども・子育て政策に係る地方単独事業に対する普通交付税措置
 - ・ 地方自治体独自の現金給付施策(東京都の018サポートなど)への対応

23

参考文献

【拙著】

- ・ 原田悠希(2024)『社会保障制度における社会手当の成立・展開過程 中央地方関係の視点から』日本評論社
- ・ 原田悠希(2024)『社会保障制度に関する政府間財政関係の改革—第1次地方分権改革・三位一体改革期の政策決定過程分析—』地方公共団体金融機構 若手研究者のための地方財政研究助成事業(令和5年度)報告書
※現時点では、概要・資料のみ公開
- ・ 原田悠希(2024)「子どもへの現金給付施策の拡充をめぐる—地方自治体が担うことは適切なのか—」『生活経済政策』326、18-22
- ・ 原田悠希(2024)「こども・子育て政策に関する財政措置の拡充をめぐる—地方行財政へ与える影響を中心に」『地方財務』2024年11月号、2-18

【参考文献】

- ・ 飯尾潤(2019)「オーラル・ヒストリーは何を目指すのか」御厨貴 編『オーラル・ヒストリーに何ができるか』岩波書店、11-25頁
- ・ 岡本全勝(2004-2006)「進む三位一体改革—その評価と課題(1)~(4)」『地方財務』第602号・第603号・第612号・第625号
- ・ 神野直彦(2021)『財政学 第3版』有斐閣
- ・ 神野直彦・小西砂千夫(2020)『日本の地方財政〔第2版〕』有斐閣
- ・ 神野直彦 編(2006)『三位一体改革と地方税財政—到達点と今後の課題—』学陽書房
- ・ 関口浩(2006)「保育所運営費負担金の一般財源化と費用負担」『社会志林』第52巻第4号、35-57
- ・ 西尾勝(2001)『行政学〔新版〕』有斐閣

24

第3部 今年度の研究のまとめ

令和 6 年度地方行財政ビジョン研究会のまとめ

慶應義塾大学経済学部

井手英策

令和 6 年度の地方行財政ビジョン研究会では、全 5 回の研究会が開催され、地方公共団体、外部講師、総務省からの報告と、委員も含めた活発な質疑応答が行われた。全 5 回のうち、第 1 回および第 2 回は、地方公共団体からの報告や現地視察を踏まえて、いま現場で起きつつあることを把握することに課題が設定された。第 3 回および第 4 回は、外部講師に報告をお願いし、学術的な面から子育て支援に関する制度、財政問題の理解を深めることをめざした。第 5 回は、総務省サイドから地方財政対策および各府省の関連施策について報告していただき、地財対策の現状を学び、最新の制度改正の動向を把握することに努めた。

以下、全 5 回の概要について整理しておきたい。

第 1 回研究会は、岩手県保健福祉部子ども子育て支援室次世代育成課課長齋藤晴紀氏より「岩手県の子育て支援の施策について」、また、奈義町情報企画課参事兼未来創造課参事小坂昌平氏より「地域全体で取り組むこども政策」について、それぞれご説明をいただいた。

岩手県からは、組織体制、いわて子どもプラン、そして地域特性と少子化の要因分析について解説をいただいたあと、令和 6 年度の新規の事業の展開についてご説明いただいた。有配偶率や有配偶出生率の向上、女性の社会減対策といった日本に共通の課題にくわえて、県の面積が広いことから、各基礎自治体が抱える多様な地域課題への対応が求められ、それらに応じるためにワークショップが活用されていた点が印象的だった。いかなる要因によって有配偶率が低下するのかは、国も地方も特定できておらず、当面は女性の社会減対策に焦点を合わせるかたちになっている。だが、東京が人口のブラックホール化している点はしばしば指摘されてきた一方で、東北であれば仙台、さらに岩手であ

れば盛岡というように、「ブラックホール」が重層化しているとの指摘があり、これらに対する国の早急な対応が求められている現状が伺われた。

奈義町からは、小規模自治体における少子化対策のありかたについてご説明をいただいた。人口が 5,560 人の奈義町においては、少子化は子育て世代の課題であるのと同時に、町全体の課題となっているとの認識が示され、「少子化対策は最大の高齢者福祉」と位置づけながら、住民を巻き込んだ課題解決が模索されていた。ここでも女性の社会減が問題とされていたが、切れ目のない経済的支援だけでなく、産前産後のメンタル支援にも力を入れていることが委員の関心を惹いていた。他方で、男性の子育て参加を促す施策は存在し、また男性の参加意欲も強い点が強調された一方で、どうしても施策が女性の課題に集中しがちである点が今後の課題として指摘された。しごとコンビニ事業については、子育て層やシニア層に需要があるものの、マッチングにかかる労力の大きさが問題点として浮かびあがってきた。

第 2 回の研究会では、千葉県松戸市のご協力のもと、松戸市子ども部の担当課長のみなさまより「松戸市の子ども・子育て支援の取り組みについて」ご説明いただくとともに、子育て関連施設（おやこ DE 広場・子育て支援センター）の視察を行った。

松戸市は、2020年、21年、23年にて日経xwomanの「共働き子育てしやすいランキング(政令市や中核市、人口20万人以上)」1位を獲得し、また、平成28年度から9年連続で待機児童ゼロを実現するなど、子育て施策で注目を集めている自治体として知られている。同市では、市内の全23駅に小規模保育施設の整備、主要駅周辺に送迎保育ステーションの整備を行い、また、市内全小学校に放課後児童クラブと放課後KIDSルームを整備し、さらには、親子の居場所・遊び場の充実を目的として、おやこDE広場・子育て支援センター・ほっとるーむ等を設置している。また、以上の諸施策にくわえて「子ども誰でも通園制度」についてもご説明をいただいた。

視察に参加した委員がもっとも関心を寄せたのは、「子育てコーディネーター」の存在である。これは、子育て支援研修を終了したスタッフを子育てコーディネーターと認定し、おやこDE広場、子育て支援センターすべてに常駐させる、という制度である。コーディネーターのなかには、保育士の資格を持つ専

門性の高い人材もあり、人材バンクを活用して人員の確保が図られていた。コーディネーターは当事者からさまざまな相談を受けており、課題の発見とともにこれを関係機関につなぐ役割も担っている。いわば、近年、関心を集めつつあるソーシャルワーカーとしての機能を代替するものとして、注目すべき事例であった。

第3回研究会では、横浜国立大学大学院教授伊集守直氏より「スウェーデンの子育て支援策と財政」について、また、お茶の水女子大学講師松島のり子氏より「保育制度から考える日本の子ども子育て政策」について、それぞれ海外と国内の事例紹介・分析の視点からご説明いただいた。

伊集氏からは、スウェーデンにおける行財政の概要をお話しいただいたあと、同国における地方自治体の子育て支援策についてお話を伺った。育児休業や家賃補助、保育サービス等、話は多岐にわたったが、特に興味深かったのは、情報開示の進み具合である。スウェーデンでは、各自治体がホームページで保育所の情報を提供しており、そこでは、公立、私立なのか、親協同組合で運営しているのか、保育の内容、定員や保育士の配置状況、大学教育・大学院教育で保育士の資格を取得している先生の割合はどの程度か、といった情報が開示されている。また、保護者アンケートの結果も開示されることがあるとのことで、「どういう学びを重視しているか」「安全面はしっかりしているのか」「子どもの成長において社会性や主体性を重視しているか」「どのような食事を提供しているか」といった情報が市民のあいだで共有され、保護者はこういった情報を逐次確認しながら、希望する保育所を選択するとのことだった。

松島氏からは、幼稚園の施設数が減少している現状が指摘され、幼稚園、保育所、認定こども園という三層構造のもとで保育内容を改善している点は、1960年代に示された通知の方向性が維持されている側面がある、というご示唆をいただいた。幼稚園・保育所・認定こども園の普及状況には地域差があり、子どもや保護者が希望する施設に通えないという問題が起きていること、国の定める保育士の配置基準は最低ラインであることから、都道府県等における条例でより高い水準の基準を定めている地域もあり、子どもの育ちに影響を与えている可能性があること、幼保間において職員配置や公定価格基準額の違い、保育時間の違い、保育者の研修機会の違いなどが生じているため、条件整備の

時点でさまざまな格差が生じうること、などのご指摘をいただいた。

第4回では、追手門学院大学教授細井雅代氏より「公立保育所運営費の一般財源化に関する一考察」、また、東海大学特任講師原田悠希氏より「こども・子育て政策に関する政府間財政関係の改革 - 三位一体改革期の国庫補助負担金改革とその後の展開 - 」について、それぞれご説明をいただいた。

細井氏からは、公立保育所と私立保育所の運営コストの違いが大きいことがまず指摘され、そのうえで、三位一体改革以降の一般財源化による影響が自治体の財政力や財政状況のちがいを通じてあらわれるのではないかと、というご説明をいただいた。政令市、中核市に関して、財政力が高ければ民営化を進め、私立保育所の定員を増やすことで、保育ニーズの高まりに対応していること、子育て世帯の多い自治体では、公立保育所をより活用することで、延長保育等の保護者ニーズに応えていることが示唆された。地方分権という観点からすれば、一般財源化によって地域の個別ニーズに対応しやすくなったわけだが、その一方で、保育所運営に関しては、財政力のちがいによって保育所の水準が変わってしまうため、総合的に評価を行う必要がある、というご見解だった。

原田氏からは、三位一体改革に関わられた総務官僚4名へのインタビューが紹介され、そのうえで、改革以後、私立保育所の国庫負担が維持されたことによって、保育サービスの供給主体が公立から私立へと移行する現象が起きていることが指摘された。また、児童手当や児童扶養手当などの給付は、法令で支給要件や給付額が決められていることから、自治体の政策決定に影響は生じないが、負担率や補助率が低くなる、一般財源化するという変化が生じることで、裏負担として交付税に跳ね返り、その影響は特に財政力の豊かな自治体において大きいこと、保育所運営費等については、地方自治体が運営方法について工夫する余地がある場合は一般財源化が正当化されるものの、たとえば、公立と私立という違いから国庫補助負担金の有無が生じてしまう場合は、自治体の政策判断を左右すること、が指摘された。

第5回は、総務省自治財政局財政課財政企画官前田優氏より「令和7年度地方財政対策の概要について」、また、総務省自治財政局調整課課長梶元伸氏から「令和7年度各府省関連施策について」、それぞれご説明いただいた。

令和 7 年度地財対策の特徴としては、一般財源総額 63.8 兆円が確保されたこと、臨財債の新規発行額が、2011 年度の制度創設以来、はじめてゼロとなったこと、デジタル活用推進事業費が創設されたこと、人件費や物価高への対応が行われたことなどが説明された。また、各府省関連施策に関しては、異次元の少子化対策とそのための財源、保険料水準の統一、公共施設の集約化・複合化の推進、教師の処遇改善といった諸問題への各府省の対応についてご解説いただいた。委員からは活発な質問が出されたが、個人的には、デジタル田園都市国家構想事業費が新しい地方経済・生活環境創生事業費へと名称変更され、500 億円減額された一方で、事業規模 1,000 億円のデジタル活用推進事業費が新設された点が気になった。デジタル田園都市国家構想交付金、新しい地方経済・生活環境創生交付金と名称変更が重なったことが前提にあること、デジタル化の対象に応じて分けられていた事業費の統合が行われたことなど、その趣旨は理解できる。とはいえ、財政民主主義の観点から見ると、なぜそうした変更が必要なのか、いささか分かりにくい点ではある。また、コロナ以後、常態化の感もある臨時交付金の動きが今後どのようなようになるのかも注視したいところである。

最後に、今年度の到達点と課題について一言述べておく。

今年度は総務省サイドの委員、特に課長補佐級の若手職員の参加が多く、会議に活気がもたらされた。こうした傾向が好ましいことはもちろんなのだが、若手の研究者、職員の意見交換の場としてより活発に機能するよう、総務省委員の発言の時間をもう少し確保する必要があるように思われた。学識者の報告数については、一度、検討の余地があるのではないか。

昨年度の報告書では、「どうしても政治に左右されがちな政策論議を相対化し、今後の制度改正に活かしていく」ために、「こうした＜意図＞を報告者に対してきちんと明示しておくこと」の重要性を指摘した。この点、今年度の学識者のご報告に、相当程度、反映されていたように思われる。単に報告を依頼するのではなく、いかなる意図から報告を希望しているのかを先方に伝える努力は、継続して行なっていただきたい。

昨年度の第 1 回は、関係省庁からのご報告だったが、今年度の第一回は、地方自治体の現場の取り組みをご報告いただいた。第五回で、各府省の取り組み

をまとめてご報告いただけたので、非常にバランスの良い構成だった。可能であれば、この方向性は、来年度も継続していただきたい。

委員名簿等

調査研究委員会名簿

令和7年3月末日現在

委員長	井手 英策	慶應義塾大学経済学部教授
副委員長	関口 智	立教大学経済学部経済政策学科教授
	青木 栄一	東北大学大学院教育学研究科教授
	荒見 玲子	名古屋大学大学院法学研究科教授
	岩永 理恵	日本女子大学人間社会学部社会福祉学科教授
	倉地 真太郎	明治大学政治経済学部専任准教授
	桑原 美香	福井県立大学経済学部経済学科教授
	小西 杏奈	専修大学経済学部経済学科准教授
	祐成 保志	東京大学大学院人文社会系研究科准教授
	竹端 寛	兵庫県立大学環境人間学部教授
	中野 妙子	名古屋大学大学院法学研究科教授
	丸山 桂	上智大学総合人間科学部社会福祉学科教授
	茂住 政一郎	横浜国立大学大学院国際社会科学研究院准教授
	吉弘 憲介	桃山学院大学経済学部教授
	—以上 学識委員—	
	梶 元伸	自治財政局調整課長
	山口 研悟	自治財政局財政課参事官
	前田 優	自治財政局財政課財政企画官
	畑中 雄貴	自治財政局財政課理事官
	宮崎 正志	自治財政局交付税課課長補佐
	田中 序生	自治財政局調整課課長補佐
	村田 直也	自治財政局調整課課長補佐
	高橋 直人	自治財政局調整課課長補佐
	馬渡 寛子	自治財政局調整課課長補佐
	水谷 健一郎	自治財政局地方債課課長補佐
	青島 一路	自治財政局地方債課課長補佐
	梅本 祐子	自治財政局財務調査課理事官
	最上 桂	自治財政局財務調査課課長補佐
	溝尾 彰人	自治財政局財務調査課課長補佐
	沖本 佳祐	自治財政局公営企業課課長補佐
	石田 渉	自治財政局公営企業課公営企業経営室課長補佐
	伊地知 寛光	自治財政局公営企業課準公営企業室課長補佐
	大瀧 洋	自治財政局財政課参事官（～第1回委員会まで）
	青山 泰司	自治財政局財政課理事官（～第1回委員会まで）
	日向 和史	地方自治研究機構総務部長兼調査研究部長
事務局	前田 和哉	自治財政局調整課事務官
	伊藤 淳	一般財団法人地方自治研究機構総務室長兼調査研究室長
	和田 沙月	一般財団法人地方自治研究機構調査研究部研究員

令和6年度の開催経緯

委員会	テーマ・説明者	報告書該当部分
第1回委員会 (令和6年6月17日)	○岩手県の子育て支援等の施策について 岩手県保健福祉部子ども子育て支援室 次世代育成課課長 齋藤 晴紀 氏 ○地域全体で取り組むこども政策 奈義町情報企画課参事(兼)未来創造課 参事 小坂 昌平 氏	第2部第1章 第2部第2章
第2回委員会 (令和6年8月6日)	○松戸市の子ども・子育て支援の取り組みについて 松戸市子ども部子ども政策課課長 鈴木 知宏 氏 保育課課長 秋谷 允 氏 子ども未来応援課課長 西原 淳子 氏	第2部第3章
第3回委員会 (令和6年10月18日)	○スウェーデンの子育て支援と財政 横浜国立大学大学院教授 伊集 守直 氏 ○保育制度から考える日本の子ども子育て政策 お茶の水女子大学講師 松島 のり子 氏	第2部第4章 第2部第5章
第4回委員会 (令和6年11月15日)	○公立保育所運営費の一般財源化に関する一考察 追手門学院大学教授 細井 雅代 氏 ○こども・子育て政策に関する政府間財政関係の改革 ー三位一体改革期の国庫補助負担金改革とその後の展開ー 東海大学特任講師 原田 悠希 氏	第2部第6章 第2部第7章
第5回委員会 (令和7年1月23日)	○令和7年度地方財政対策の概要 総務省自治財政局財政課財政企画官 前田 優 氏 ○令和7年度各府省関連施策について 総務省自治財政局調整課課長 梶 元伸 氏	第1部第1章 第1部第2章

少子化対策・こども政策の強化に向けた

地方行財政運営に関する調査研究

—令和7年3月発行—

一般財団法人 地方自治研究機構

〒104-0061

東京都中央区銀座7-14-16 太陽銀座ビル2階

電話 03-5148-0661（代表）



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。